

# auひかり説明事項(重要) プロバイダ編

## <auひかり提携プロバイダのご確認事項>

2025年1月発行



### ■ So-netサービス会員規則本則

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社(以下「弊社」といいます)は、So-netサービス会員規約本則(以下「本則」といいます)を、以下の通り定めます。

#### 第1章 総則

##### 第1条(定義)

本則における用語を以下の通り定義します。

- (1) 「So-netサービス」とは、弊社が提供する各種サービスをいいます。
- (2) 「会員」とは、弊社が定める手続に従いSo-netサービスの全部または一部を利用する資格を持つ個人、法人またはこれに準じる団体をいいます。
- (3) 「利用資格者」とは、会員の持つSo-netサービス利用資格に基づいてSo-netサービスの全部または一部を利用することを、弊社が承諾した会員の家族または社員等、その他の個人をいいます。
- (4) 「個別規定」とは、各So-netサービスの利用に関して、弊社が別途定める規定をいいます。なお、個別規定には、弊社が随時通知またはWebサイト上に掲示する条件を含むものとします。
- (5) 「本規約」とは、本則および個別規定を総称していいます。
- (6) 「接続サービス」とは、So-netサービスのうち、弊社が提供する各種インターネット接続サービスをいいます。
- (7) 「接続サービス会員」とは、接続サービスの利用資格を有する会員をいいます。
- (8) 「ソネットポイント」とは、弊社が提供するSo-netサービスおよび別途弊社が指定する第三者(以下「提携会社」といいます)が提供するサービスの利用に伴い、弊社が会員に対して付与するポイント、または付与主体である提携会社からの指示により弊社が会員に対して発行するポイントに関するポイントプログラムをいいます。
- (9) 「ID等」とは、弊社が会員に貸与するユーザーID、自己の設定するパスワード、その他So-netサービスを利用するため弊社が会員に対して付与する記号または番号をいいます。
- (10) 「他者提供サービス」とは、弊社が付与するID等を用いて利用する、弊社が指定する他者が提供する無償または有償のサービスをいいます。
- (11) 「会員情報」とは、So-netサービスに関して会員または利用資格者が弊社に対して提供する、氏名、住所、生年月日、カード番号等の、会員または利用資格者を認識ししくは特定できる情報をいいます。
- (12) 「履歴情報」とは、弊社に記録される会員および利用資格者によるSo-netサービスの利用履歴および弊社のWebサイトにアクセスする前に会員または利用申込者が閲覧している広告に関連する履歴(閲覧日や広告掲載サイト等)をいいます。

##### 第2条(本規約の適用および変更)

- 1. 本則は、全てのSo-netサービスおよび他者提供サービスの利用に関し適用されるものとします。また、個別規定は、該当するSo-netサービスの利用に関し適用されるものとします。
- 2. So-netサービスおよび他者提供サービスに関し、本則に定める内容と個別規定または他者提供サービスに関する規定に定める内容が異なる場合には、別途弊社が明示的に定める場合を除き、個別規定または他者提供サービスに関する規定に定める内容が優先して適用されるものとします。
- 3. 弊社は、民法第548条の4の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本規約を変更できるものとします。

#### 第2章 申込・退会

##### 第3条(利用申込)

- 1. So-netサービスの利用希望者は、本則および該当する個別規定を承認した上で、So-netサービスごとに弊社が別途指定する手続きに従ってSo-netサービスの利用を申込むものとし、弊社がこれを承諾し、当該手続きが完了した時点で該当するSo-netサービスの利用契約が成立して利用資格を得、会員となるものとします。
- 2. 他者提供サービスの利用希望者は、本則および該当する他者提供サービスに関する規定を承認した上で、当該他者が別途指定する手続きに従って当該他者提供サービスの利用を申込むものとします。なお、他者提供サービスの利用資格を得た会員は、他者提供サービスに関する利用契約が当該他者との間に成立することをあらかじめ承諾するものとします。
- 3. 既に会員である方が、利用資格を得ていないSo-netサービスまたは他者提供サービスの利用を新たに希望される場合には、新たに入会手続きを経ることなく、弊社が別途定めるSo-netサービス、または他者提供サービスの利用申込手続きを経て、弊社が承認することにより、かかるSo-netサービスまたは他者提供サービスの利用が開始できるものとします。
- 4. 成年被後見人、被保佐人または被補助人であるSo-netサービスまたは他者提供サービスの利用希望者は、成年後見人、保佐人または補助人から事前に同意を得た上で前三項に述べる手続に従って、So-netサービスまたは他者提供サービスの利用を申込むものとします。

- 5.本条に定める申込みについて、So-netサービスまたは他者提供サービスの利用希望者が以下のいずれかに該当し、または該当するおそれが高いと弊社が判断した場合、弊社はその申込みを承諾しない場合があります。
- (1)利用申込にあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあつた場合。
  - (2)利用申込にあたり、So-netサービスまたは他者提供サービスの利用希望者が指定したクレジットカードまたは指定口座について、クレジットカード会社、収納代行会社または金融機関等により利用停止処分等を受けている場合。
  - (3)過去に、So-netサービスまたは他者提供サービスの利用資格の停止または失効を受けた場合。
  - (4)過去に、So-netサービスまたは他者提供サービスの利用に際し、料金の未納、滞納または不当にその支払いを免れる行為をした場合。
  - (5)利用申込者が、未成年である場合
  - (6)利用申込者が、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの際に自らの成年後見人、保佐人または補助人の同意を得ていない場合。
  - (7)不適切または不正な申込み等、So-netサービスまたは他者提供サービスを利用する意思のない申込みであると弊社が合理的に判断した場合。
  - (8)その他、業務の遂行上または技術上、支障を来たすと、弊社が合理的に判断した場合。

#### 第4条(解約・退会)

- 1.各So-netサービスを利用する会員が、弊社所定の手続に従つて、当該各So-netサービスの終了を申し入れた場合、別途弊社が定める日をもつて、当該各So-netサービスを利用する会員と弊社との間の当該So-netサービスに関する利用契約は解約され、当該So-netサービスの提供は終了するものとします。なお、この場合、料金の日割りによる計算は行いません。
- 2.他者提供サービスを利用する会員は、弊社または当該他者所定の手続に従つて、当該他者提供サービスに関する利用契約を解約するものとします。
- 3.前二項に従い、各So-netサービスまたは他者提供サービスに関する利用契約が終了した場合、当該各So-netサービスまたは当該他者提供サービスを利用する会員は、当該各So-netサービスまたは当該他者提供サービスの提供が終了する日までに発生する弊社または弊社が指定する他者に対する債務の全額を、弊社の指示に従い支払うものとします。なお、弊社は、各So-netサービスまたは他者提供サービスに関する利用契約が終了した場合であつても、既に支払われた料金等を、当該会員に対して払い戻す義務を負わぬものとします。

#### 第5条(So-netサービス利用資格の停止および失効)

- 1.会員または利用資格者が以下の各号の一に該当し、または該当するおそれが高いと弊社が判断した場合、弊社は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員のSo-netサービスおよび他者提供サービスの利用資格の全部もしくは一部を停止するまたは失効させることができるものとします。
  - (1)会員または利用資格者について、第3条(利用申込)第5項各号に該当した場合。
  - (2)会員または利用資格者が第22条(禁止事項)第1項各号に定める禁止行為を行つた場合。
  - (3)会員により、So-netサービスまたは他者提供サービスに関する料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、相当な期間を定めた催告をしてなお是正されない場合。
  - (4)支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の各申立てもしくは特別清算開始の申立てがあつた場合。
  - (5)会員または利用資格者が本則または該当する個別規定に違反した場合。
  - (6)会員または利用資格者が、弊社のお問い合わせ窓口等に長時間の架電を行う、同様の問い合わせを過度に繰り返し行う、不当な義務もしくは要求等を強要する、または嫌がらせを行う等、弊社の業務に支障を来たした場合。
  - (7)会員が死亡した場合。
  - (8)会員が権利能力を失った場合。
  - (9)その他、会員もしくは利用資格者として不適切、またはSo-netサービスもしくは他者提供サービスの提供に支障があると弊社が合理的に判断した場合。
- 2.前項の規定に従い、何れかのSo-netサービスまたは他者提供サービスの利用資格が停止または失効した場合、該当する会員は、期限の利益を失い、かかる利用資格の停止または失効の日までに発生したSo-netサービスに関する債務の全額を、弊社の指示する方法で一括して支払うものとします。
- 3.弊社は、会員の責に帰すべき事由により、会員のSo-netサービスまたは他者提供サービスの利用資格が停止、失効または終了した場合であつても、会員によって既に支払われたSo-netサービスに関する入会金や料金等を、一切払い戻す義務を負わぬものとします。
- 4.会員が弊社と複数契約を締結している場合において、当該契約のいずれかに基づいて利用するSo-netサービスの全部または一部、または他者提供サービスの全部または一部について、その利用資格の停止または失効となった場合、弊社は、当該会員が締結する他のすべての契約に基づいて利用するSo-netサービスまたは他者提供サービスの全部または一部についても、その利用資格を停止または失効させができるものとします。
- 5.本則または各個別規定の定めに従つて会員がSo-netサービスおよび他者提供サービスの利用資格を全て失った場合、当該会員は退会したものとみなします。

### 第3章 So-netサービスまたは他者提供サービスの利用・提供

#### 第6条(設備等の準備)

- 1.会員は、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備、設置、接続および設定、回線利用契約の締結ならびにアクセスポイントへの接続、インターネット接続サービスへの加入、その他自己の利用するSo-netサービスまたは他者提供サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。
- 2.弊社は、会員または利用資格者がSo-netサービスまたは他者提供サービスを利用するにあたり使用する通信機器、ソフトウェアおよびこれらに付随して必要となる全ての機器との互換性を確保するために、弊社の管理する設備、システムもしくはソフトウェアを改造、変更または追加したり、So-netサービスの提供方法を変更する義務を負わぬものとします。

#### 第7条(So-netサービスまたは他者提供サービスの提供)

弊社は、理由の如何を問わず、会員に事前の通知をすることなく、So-netサービスまたは他者提供サービスの全部または一部の変更、追加および廃止ができるものとします。ただし、個別規定で定める個々のSo-netサービスの全部を廃止する場合、および本規約の変更を伴うSo-netサービスの内容の変更、追加および削除を行う場合には、弊社は自らが適當と判断する方法で、事前に当該So-netサービスの利用資格を有する会員にその旨を通知または弊社のWebサイト上に掲示するものとします。

## 第8条(So-netサービスおよび他者提供サービスの利用)

1. So-netサービスおよび他者提供サービスは、その利用資格を有する会員および利用資格者のみが利用できるものとします。会員は、So-netサービスまたは他者提供サービスの利用資格を得た後に、So-netサービスまたは他者提供サービスの利用条件または利用内容を変更する場合、弊社が別途指定する手続に従うものとします。
2. 会員は、本規約に従ってSo-netサービスを利用するものとします。
3. 会員は、So-netサービスと同時にまたはこれに関連してSo-netサービスおよび他者提供サービス以外の各種インターネットサービスを利用する場合であっても、かかるインターネットサービスに関する規約、契約、利用条件等にかかわらず、So-netサービスおよび他者提供サービスの利用に関しては、本規約の内容に従うものとします。
4. 会員は、自己の有する資格に基づいてSo-netサービスまたは他者提供サービスを利用する利用資格者に対し、本規約において自己に課されている義務と同等の義務を課し、これを遵守させるものとし、かつ、弊社に対して、利用資格者による当該義務の違反に関し、当該利用資格者と連帯して責任を負うものとします。万一、利用資格者が当該義務に違反した場合、会員は、自己の費用と責任において、弊社の指示に従い、当該利用資格者によるSo-netサービスまたは他者提供サービスの利用を中止させ、かつ、再発防止に必要な措置を取るものとします。
5. 会員は、本規約にて明示的に定める場合を除き、自らまたは利用資格者がSo-netサービスまたは他者提供サービスを通じて発信する情報、および自己または利用資格者によるSo-netサービスまたは他者提供サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の会員、第三者および弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。
6. So-netサービスまたは他者提供サービスの利用に関連して、会員もしくは利用資格者が他の会員、第三者または弊社に対して損害を与えた場合、あるいは会員もしくは利用資格者と他の会員または第三者(他者提供サービスを提供する他者も含みます)との間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

## 第9条(料金および支払い)

1. 会員は、So-netサービスまたは他者提供サービスの利用にあたって、別途弊社が定める利用料金等の料金を、別途弊社の定める方法により支払うものとします。
2. 弊社は、弊社が適切と判断する方法で会員に事前に通知することにより、前項に定める料金およびその支払い方法を変更することができるものとします。ただし、料金およびその支払方法の変更の詳細については、弊社のWebサイト上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。その場合、会員は、料金およびその支払方法の変更に関する通知の日から起算して8日以内に、第4条(解約・退会)に従って該当するSo-netサービスまたは他者提供サービスの利用の終了を申し入れができるものとします。

## 第10条(弊社が管理する設備の修理または復旧)

1. So-netサービスの利用中に会員が弊社の管理する設備、システムまたはSo-netサービスに異常、故障または障害を発見した場合、会員は、会員自身の設備、ソフトウェア等に異常、故障または障害がないことを確認した上、弊社の管理する設備もしくはシステムの修理またはSo-netサービスの復旧を弊社に請求できるものとします。
2. 弊社の管理する設備、システムまたはSo-netサービスに異常、故障または障害が生じる場合は弊社の管理する設備もしくはシステムが滅失または毀損し、So-netサービスを提供できないことを弊社が知った場合、弊社は速やかにその設備またはシステムを修理し、So-netサービスを復旧するよう努めるものとします。

## 第11条(So-netサービスの提供の制限)

1. 天災、地変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、弊社の管理する設備またはシステムの保守を定期的にまたは緊急に行う場合、あるいは弊社の管理する設備またはシステムの障害その他やむを得ない事由が生じた場合、弊社は、自らの判断により会員および利用資格者に対するSo-netサービスまたは他者提供サービスの提供の全部または一部を制限することができるものとします。なお、弊社は、本項の規定によりSo-netサービスの提供を制限する場合、弊社が適切と判断する方法で事前に会員にその旨を通知または弊社のWebサイト上に掲示するものとします。ただし、かかるSo-netサービスまたは他者提供サービスの提供の制限が緊急に必要な場合、またはやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではないものとします。
2. 弊社は、以下のいずれかに該当する場合、事前に会員に通知することなく、自らの判断により会員および利用資格者に対するSo-netサービスまたは他者提供サービスの提供の全部または一部を制限することができるものとします。
  - (1)電気通信事業法第8条に従い災害の予防または救援、交通、通信または電力の供給の確保等に関する通信を優先的に取扱う必要がある場合。
  - (2)法令または管轄官公庁の求めるところに従う場合。
  - (3)その他弊社の責に帰すべからざる事由による場合。
3. 弊社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が作成した児童ポルノを掲載しているWebサイトのアドレスリストに基づき、当該Webサイトならびに当該Webサイトに掲載されている一部の映像または画像への会員および利用資格者からの閲覧要求を検知し、当該Webサイト全体の閲覧または当該Webサイトに掲載されている一部の映像または画像の全部もしくは一部の閲覧を制限することができるものとします。
4. 弊社は、会員および利用資格者により帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われる弊社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することができるものとします。
5. 弊社は、前各項のSo-netサービスまたは他者提供サービスの提供の制限によって生じた会員および利用資格者の損害につき一切責任を負わないものとします。

## 第11条の2(設備等の調査及び注意喚起)

### 1.(定義)

本条における用語を以下各号の通り定義します。各用語の定義は本条に限り適用するものとします。

- (1)「契約者回線」とは、So-netサービスの利用契約に基づいてサービス取扱所(So-netサービスに関する事業を行う弊社の事業所をいいます。以下同じとします)に設置される交換設備等(交換設備その他弊社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします)とその交換設備等がある弊社のサービス取扱所内の弊社が指定する場所との間に設置される電気通信回線(サービス接続点または相互接続点との間に設置されるものを除きます)をいいます。
- (2)「加入者回線」とは、So-netサービスの利用契約に基づいてサービス取扱所に設置される交換設備等とSo-netサービスの利用契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。
- (3)「自営端末設備」とは、会員が設置する端末設備をいいます。
- (4)「自営電気通信設備」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号、以下「事業法」といいます)第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届け出をした者をいいます。以下同じとします)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。
- (5)「技術基準等」とは、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)および端末設備等の接続の技術的条件をいいます。

## 2.(So-netサービス利用資格の停止および失効)

会員または利用資格者が、以下の事項に該当し、または該当するおそれが高いと弊社が判断した場合、弊社は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員のSo-netサービスおよび他者提供サービスの利用資格の全部もしくは一部を停止するまたは失効させることができるものとします。

- ・契約者回線もしくは加入者回線に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信接続サービスの円滑な提供に支障がある場合に弊社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線もしくは加入者回線から取り外さなかったとき。

## 3.(検査)

弊社は、契約者回線または加入者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、以下各号のとおり、会員に、その自営端末設備または自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることができます。

- (1)会員は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)(以下、事業法施行規則という、以下同じとします)第32条第2項で定める場合を除き、本項の検査を受けることを承諾するものとします。

- (2)本項の検査を行う場合、自営端末設備または自営電気通信設備の設置の場所に立ち入るときは、弊社の係員は、所定の証明書を提示します。

- (3)本項の検査を行った結果、自営端末設備または自営電気通信設備が技術基準等に適合していると認められないときは、会員は、その自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線もしくは加入者回線から取り外すものとします。

## 4.(注意喚起)

弊社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づく国立研究開発法人情報通信研究機構およびその他信頼できる第三者(以下、併せて「信頼できる第三者」といいます。以下同じとします)が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、信頼できる第三者が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(情報通信ネットワークまたは電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下同じとします)のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により弊社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する会員を確認し、注意喚起を行うことがあります。

## 第4章 接続サービス

### 第12条(接続サービスの利用者)

接続サービスの利用者は、以下に定める方のみとします。

- (1)接続サービス会員が個人である場合においては、当該会員本人のみ。ただし、弊社が別途承諾している場合は、利用資格者も利用者とします。
- (2)接続サービス会員が法人である場合においては、接続サービスの契約の内容ごとに弊社が定める利用資格者。

### 第13条(接続サービスの利用)

#### 1.接続サービス会員は、接続サービスの利用にあたり、以下の作業を行うものとします。

- (1)自己の利用する接続アカウントおよびメールアカウントの管理。
- (2)自己の利用するメールボックスの登録および削除。

#### 2.利用資格者を有する接続サービス会員は、前項に定める作業に加えて、以下の作業を行うものとします。

- (1)自己の接続サービス会員たる地位に基づく利用資格者が利用する接続アカウントおよびメールアカウントの管理。
- (2)自己の接続サービス会員たる地位に基づく利用資格者が利用するメールボックスの追加登録および削除。

- (3)利用資格者と弊社との連絡窓口として、接続サービスに関する弊社からの問い合わせへの対応、利用資格者の異動や変更の届出および自己の接続サービス会員たる地位に基づく利用資格者に対する弊社からの各種通知の告知ならびに遵守の徹底。

#### 3.法人である接続サービス会員は、接続サービスの利用にあたり、自らの費用と責任において、自らの役員または従業員の中から事前に接続サービスの利用に関する管理責任者を選任した上、弊社が別途定める手続に従い弊社に届出るものとし、かつ、当該管理責任者に前二項各号に定める作業を行わせるものとします。

#### 4.前各項の定めにかかわらず、接続サービス会員は、自己または自己の接続サービス会員たる地位に基づく利用資格者のメールアカウントおよびメールボックスが一定の期間において利用されていないとして別途弊社の定める条件に当てはまる場合、弊社が当該メールアカウントおよびメールボックスを削除する場合があることをあらかじめ了承するものとします。なお、本項に従い削除するメールアカウントおよびメールボックスの情報の消失その他当該削除により生じた接続サービス会員の損害について、弊社は第27条第1項乃至第3項の定め以外の責任を一切負わないものとします。

#### 5.弊社に故意または重大な過失がある場合には、前項なお書きの規定は適用しません。但し、メールアカウントおよびメールボックスの削除にあたり、接続サービス会員への周知その他適正な手続を経ている場合には、弊社には故意または重大な過失はないものとみなされます。

## 第5章 ソネットポイント

### 第14条(目的)

#### 1.ソネットポイントの付与レート、提携会社が提供するポイントプログラムにおけるポイントとの交換レート等、詳細については、別途弊社が定めるソネットポイントに関する諸規定により、会員に提示されるものとします。

#### 2.会員は、本則および別途提示されるソネットポイントに関する諸規定に従いソネットポイントを利用するものとします。

### 第15条(付与対象者)

会員は、弊社が別途定める場合を除き、ソネットポイントに関する特段の申込みを要せず、本則に同意することでソネットポイント付与の対象者になるものとします。

### 第16条(付与対象サービス)

ソネットポイント付与の対象となるサービスは、弊社が定めるサービスに限るものとします。

### 第17条(ソネットポイントの管理方法)

弊社は、別途弊社が定める方法により、会員が有するソネットポイント数、利用したソネットポイント数、その他ソネットポイントの残高等を、当該会員に対し告知するものとします。

**第18条(ソネットポイントの利用)**

- 1.会員は、自らが正当に有するソネットポイントを、弊社が指定する物品やサービスへの交換等の方法で利用できるものとします。なお、ソネットポイントの利用方法の詳細については、別途弊社が定めるものとします。
- 2.ソネットポイントの利用に際し、会員は以下の各号の定めに従うものとします。
  - (1)別途弊社が定める場合を除き、ソネットポイントの移動、譲渡、質入れ等ができないこと。
  - (2)第三者とソネットポイントを共有することができないこと。
  - (3)ソネットポイントを換金することができないこと。
  - (4)第三者によるソネットポイントの代理行使ができないこと。
  - (5)弊社が定める方法以外の方法により、ソネットポイントを利用することはできないこと。

**第19条(ソネットポイントの消滅)**

- 1.ソネットポイントの有効期限については、別途弊社が定めるものとします。
- 2.ソネットポイントの有効期限前に、退会等により会員がSo-netサービスの利用資格を失った場合、資格喪失時点において未利用のソネットポイントは全て消滅するものとし、資格喪失後のソネットポイントの利用は、一切できないものとします。
- 3.弊社によるソネットポイント付与後、付与の原因となった取引がキャンセル等の理由により消滅した場合、弊社は、会員に事前に通知することなく、会員による当該ソネットポイントの全部または一部の利用を停止し、または当該ソネットポイントを失効させることができるものとします。
- 4.会員が以下の各号の一に該当する場合、弊社は、会員に事前に通知することなく、当該会員に対するソネットポイントの付与を停止し、当該会員によるソネットポイントの全部もしくは一部の利用を停止し、または付与済みのポイントを失効させができるものとします。
  - (1)本則または別途提示されるソネットポイントに関する諸規定に違反した場合。
  - (2)会員が法令または公序良俗に反する方法により、ソネットポイントを取得した場合。
  - (3)前各号に定める場合のほか、その他弊社が不正または不適当と判断する方法により、ソネットポイントを取得した場合。
- 5.不正に取得したソネットポイントの利用等、会員の責に帰すべき事由に基づき、会員によるソネットポイントの利用に関して弊社に損害が生じた場合、会員は速やかに当該損害を賠償する義務を負うものとします。

**第20条(税金・付帯費用)**

ソネットポイントの取得、利用、交換等に関して、税金、その他の付帯費用が発生する場合、会員が自らこれらを負担するものとします。

**第6章 会員の義務等****第21条(著作権)**

- 1.会員は、So-netサービスまたは他者提供サービスを通じて弊社が会員に提供する情報(映像、音声、文章等を含みます。以下同じとします)に関する著作権が、弊社または弊社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。
- 2.会員は、So-netサービスまたは他者提供サービスを通じて弊社から提供される情報を自己の私的利用の目的にのみ利用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できるWebサイト等への掲載などを行ってはならないものとします。

**第22条(禁止事項)**

- 1.会員は、So-netサービスまたは他者提供サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
  - (1)著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
  - (2)財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。
  - (3)差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、または名誉・信用を毀損する行為。
  - (4)詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為。
  - (5)猥褻、児童ポルノもしくは児童虐待にあたる画像、映像、音声もしくは文書等を送信、掲載もしくは表示する行為、これらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、掲示、表示もしくは販売を想起させる広告を表示もしくは送信する行為。
  - (6)薬物犯罪、規制薬物、危険ドラッグ等の濫用に結びつく行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品等を販売等する行為。
  - (7)資金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為または貸付契約の締結の勧誘を行う行為。
  - (8)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為。
  - (9)事実に反する情報を送信・掲載する行為、または情報を不正に書き換える、改ざんする、または消去する行為。
  - (10)公職選挙法に違反する行為。
  - (11)So-netサービスを通じてまたはSo-netサービスに関連する営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為。ただし、法人が自己的事業において弊社の接続サービスを利用する場合等、弊社が別途認める場合は、So-netサービスを通じてまたはSo-netサービスに関連する営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為のために接続サービスを利用ができるものとします。
  - (12)So-netサービス、または第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。
  - (13)無断で広告宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、大量のメールを送信する等により他の会員もしくは第三者のメールの送受信を妨害する行為、または受信者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為。
  - (14)コンピューターウィルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
  - (15)他の会員になりすましてSo-netサービスまたは他者提供サービスを利用する行為。
  - (16)違法行為(違法な賭博・ギャンブル、拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人または脅迫等を含みますがこれらに限られません)を行わせ、請け負い、仲介または誘引(他人に依頼することを含みます)する行為。
  - (17)人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、または他の会員もしくは第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
  - (18)法令もしくは公序良俗(売春、暴力、残虐等)に違反し、または他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為。
  - (19)前各号に定める行為を助長する行為。
  - (20)前各号に該当するおそれがあると弊社が合理的に判断する行為。
  - (21)その他、弊社が不適切と合理的に判断する行為。
- 2.前項第11号ただし書の規定は、営利を目的とした行為またはその準備を目的とした行為のための接続サービスの利用について、本則および個別規定に基づく接続サービス会員の義務を一切軽減するものではなく、かつ弊社の責任範囲を一切拡張するものではないものとします。また、前項第11号ただし書に基づき営利目的における利用を認められた法人その他の団体および事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合における個人に対しては、第13条第5項および第27条第4項の定めは適用しないものとします。

## 第23条(ID等の管理)

- 1.会員は、ID等の管理責任を負うものとします。
- 2.会員は、ID等を利用資格者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等したりしてはならないものとします。
- 3.会員は、自己の設定するパスワードを定期的に変更するものとします。
- 4.会員によるID等の管理不十分、使用上の過誤または第三者の使用等による損害は会員が負担するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。また、第三者によるID等の使用により発生したSo-netサービスの料金等については、かかる第三者によるID等の使用が弊社の責に帰すべき事由により行われた場合を除き、全て当該ID等の管理責任を負う会員の負担とします。
- 5.会員は、ID等の失念があった場合、またはID等が第三者(利用資格者を除きます。以下本条において同じとします)に使用されていることが判明した場合、直ちに弊社にその旨連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
- 6.会員は、会員のID等が第三者に使用されるおそれがある場合、その他やむを得ない事由が生じるまたはそのおそれのある場合、弊社自らの裁量により会員のID等を変更することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

## 第7章 会員の提供情報・会員情報

### 第24条(会員の発信・提供する情報)

- 1.会員または利用資格者が、So-netサービスまたは他者提供サービスを通じてインターネット上で発信または提供した情報(映像、音声、文章等を含みます。以下同じとします)に関連して、他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、または他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、当該会員は、自己の費用と責任において、かかる紛争を解決または損害を賠償するものとし、弊社に何ら迷惑をかけたり、損害を与えたりしないものとします。
- 2.弊社は、会員または利用資格者がSo-netサービスまたは他者提供サービスを通じてインターネット上で発信または提供した情報が、以下のいずれかの事項に該当すると判断した場合、当該情報を削除するまたは弊社の指定する者に削除させができるものとします。
  - (1)会員または利用資格者が第22条(禁止事項)第1項各号に定める禁止行為を行った場合。
  - (2)So-netサービス、他者提供サービスまたは弊社の管理する設備もしくはシステムの保守管理上必要であると弊社が判断した場合。
  - (3)会員もしくは利用資格者によりSo-netサービスまたは他者提供サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報量が、当該会員または利用資格者に割り当てられた弊社の管理する設備およびシステムの所定の記録容量を超過した場合。
- 3.前項の規定にもかかわらず、弊社は、会員または利用資格者によりSo-netサービスまたは他者提供サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報が前項各号の一に該当する場合であっても、その削除義務を負わないものとします。
- 4.弊社は、会員もしくは利用資格者によりSo-netサービスまたは他者提供サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報を本条の規定に従い削除したこともしくは削除させたこと、または当該情報を削除しなかったこともしくは削除させなかつたことにより当該会員もしくは当該利用資格者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。
- 5.弊社は、会員または利用資格者により、So-netサービスまたは他者提供サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報に関する保存および消失について、一切責任を負わないものとします。

### 第25条(会員情報の取扱い)

- 1.So-netサービスまたは他者提供サービスの利用希望者は、第3条(利用申込)の諸手続きにおいて、弊社からの会員情報の提供の要請に応じて、正確な会員情報を弊社に提供するものとします。なお、弊社は、当該利用希望者個人を識別できる情報を、当該利用希望者の同意を得ることなく取得することはできません。
- 2.会員が既に弊社に届出ている会員情報に変更が生じた場合、会員は、弊社が別途指示する方法により、速やかに弊社に対してかかる変更を届出るものとします。
- 3.弊社は、会員情報および履歴情報を、プライバシーポリシー (<https://www.sonynetwork.co.jp/corporation/privacy/>) に基づき、個人情報保護管理者であるセキュリティ委員長の責任のもとで善良なる管理者としての注意を払って管理いたします。
- 4.会員は、弊社が会員情報および履歴情報を、So-netサービスまたは他者提供サービスを提供する目的のために、弊社の委託先に提供することがあることに同意するものとします。
- 5.会員は、弊社が会員情報および履歴情報を、So-netサービスまたは他者提供サービスを提供する目的の他に、以下の各号に定める目的のために、第1号乃至第3号に定める場合においては利用、第4号乃至第8号に定める場合においては利用または第三者に提供することがあることに同意するものとします。
  - (1)弊社が会員または利用資格者に対し、So-netサービスもしくは他者提供サービスの追加または変更のご案内、または緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合。
  - (2)弊社または弊社の提携先等第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子メールもしくは郵便等で通知する場合、電話等により連絡する場合、または会員がアクセスした弊社のWebサイト上その他会員の情報端末機器の画面上に表示する場合。
  - (3)弊社が、So-netサービスもしくは他者提供サービスに関する広告効果を測定する目的で、履歴情報のうち弊社の提携先等第三者から取得した、弊社のWebサイトにアクセスする前に会員または利用申込者が閲覧している広告に関連する履歴(閲覧日や広告掲載サイト等)と会員情報を照合する場合。
  - (4)弊社が、So-netサービスまたは他者提供サービスに関する利用動向を把握する目的で、会員情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、利用または提供する場合。
  - (5)法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。
- (6)第9条(料金および支払い)に定める料金に関する決済を行う目的で金融機関等に提供する場合。なお、この場合、弊社は、当該会員情報に、暗号化等、金融機関等を除く第三者が閲覧できない状態にした上で当該決済に必要な会員情報のみを金融機関等に提供します。
- (7)弊社が提携先等第三者の広告配信サービスを利用する場合に、当該提携先等第三者に対して、より会員に関連した広告を配信するため、弊社が取得した会員情報および履歴情報をハッシュ化処理(元の形式に戻せない処理)した形式等の個人を識別する情報を含まない形式により提供する場合。

※外国にある提携先第三者に関する最新情報は以下のページをご確認ください。

<https://www.so-net.ne.jp/kiyaku/adlist/>

- (8)会員または利用資格者から事前に同意を得た場合。

- 6.前項第2号の規定にもかかわらず、会員は、会員情報および履歴情報をを利用しての弊社からの情報の提供や問い合わせの受領を希望しない場合には、弊社に対してその旨請求できるものとし、弊社はかかる会員の請求に応えるように努めるものとします。ただし、かかる弊社からの情報の提供や問い合わせが、会員に対するSo-netサービスの提供に関連して必要な場合には、この限りではないものとします。
- 7.会員は、利用資格者に関する情報を弊社に登録または提供する場合、事前に弊社による当該情報の利用、開示もしくは提供につき該当する利用資格者から同意を得るものとします。当該情報の利用、開示、提供に関連して、かかる同意を得ていない場合、あるいは利用資格者に損害が発生した場合または利用資格者との間で紛争が生じた場合、該当する会員は、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけない、または損害を与えないものとします。
- 8.会員は、会員情報を照会または変更することを希望する場合には、別途弊社が定める手続きに従ってかかる照会または変更を請求するものとします。なお、婚姻その他法令により氏名の変更が認められている場合を除き、会員が、弊社に登録した自らの氏名を変更することはできないものとします。

- 9.弊社は、会員情報の開示、訂正、追加、削除、利用の停止もしくは消去、会員情報の利用目的の通知、第三者への提供の停止、または第三者提供記録に関する会員情報の開示等の請求手続きの問い合わせについては、本則の末尾に定める個人情報取扱窓口にて受付けるものとします。
- 10.弊社は、前項に定める以外の会員からの会員情報または履歴情報に関しての問い合わせについては、本則の末尾に定めるお問い合わせ窓口にて受付けるものとします。

## 第8章 免責等

### 第26条(免責)

- 1.弊社は、So-netサービスまたは他者提供サービスの内容、ならびに会員および利用資格者がSo-netサービスまたは他者提供サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
- 2.So-netサービスの提供、遅滞、変更、中止または廃止、So-netサービスを通じて登録、提供または収集された会員または利用資格者の情報の消失、その他So-netサービスに関連して発生した会員の損害について、弊社は本則または個別規定にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとします。
- 3.弊社および弊社の委託先以外の第三者の責に帰すべき事由によって、会員がSo-netサービスの全部または一部を利用できないことにつき、弊社は一切の責任を負わないものとします。
- 4.弊社は、他者提供サービスの全部または一部の利用に伴いまたは利用できないことに伴い、会員に生じた損害について一切その責任を負わないものとします。

### 第27条(損害賠償に関する特則)

- 1.弊社の責に帰すべき理由により、会員または利用資格者が各So-netサービスを全く利用できないために当該会員または当該利用資格者に損害が発生した場合、当該会員または当該利用資格者が各So-netサービスを全く利用できない状態となったことを弊社が知った時刻から起算して24時間以上かかる状態が継続したときに限り、弊社は、当該会員または当該利用資格者の各So-netサービス利用不能時間数を24で除した商(小数点以下の端数は切り捨てます)に、実際に利用が不能となった当該会員または当該利用資格者の各So-netサービスの月額の利用料金(基本料金または固定料金)の30分の1を乗じて算出した額を賠償額の限度として、当該会員または当該利用資格者に現実に発生した通常かつ直接の損害の金額賠償請求に応じるものとします。弊社は、弊社の責に帰すべからざる事由から会員または利用資格者に生じた損害、弊社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づく会員または利用資格者の損害その他の損害については一切責任を負わないものとします。
- 2.前項に定める各So-netサービスの利用不能が、弊社がその業務の全部または一部を委託している電気通信事業者、他の電気通信事業者または弊社が指定する第三者の責に帰すべき事由により発生した場合、弊社が会員または利用資格者に対して応じるべき損害賠償の額の総額は、かかる事由について当該電気通信事業者、他の電気通信事業者または弊社が指定する第三者から弊社が受領した損害賠償額を上限とします。ただし、弊社から個々の会員に(または会員を通じて利用資格者に)対して支払われるべき賠償金額については、前項に定める規定の適用を妨げるものではないものとします。
- 3.前項において、賠償の対象となる会員または利用資格者が複数ある場合で、弊社からの賠償金額の合計が、弊社が電気通信事業者、他の電気通信事業者または弊社が指定する第三者から受領した損害賠償額を超える場合、賠償の対象となる各会員または各利用資格者への弊社の賠償金額は、弊社が受領する損害賠償額を第1項により算出された各会員に対して返還すべき額で比例配分した金額とします。
- 4.弊社の故意または重大な過失により各So-netサービスが利用不能となったときは、前3項の規定は適用しません。

## 第9章 雜則

### 第28条(債権譲渡)

弊社は、会員に対して有する利用料金その他の債権を第三者に譲渡することができるものとし、会員は、これをあらかじめ承諾するものとします。

### 第29条(譲渡禁止)

会員は、弊社が別途定める手続きによる場合を除き、または弊社の事前の同意を得ることなく、会員たる地位ならびに本規約上会員が有する権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

### 第30条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法を準拠法とします。

### 第31条(協議解決の原則および管轄裁判所)

- 1.So-netサービスに関連して会員と弊社との間で問題が生じた場合には、会員と弊社の間で誠意をもって協議するものとします。
- 2.前項に定める協議をしても解決できない紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 付則 :

この規約は1996年1月15日から実施します。

1997年 2月14日一部改訂  
1997年 4月21日一部改訂  
1998年 8月 1日一部改訂  
1998年10月 1日一部改訂  
2000年11月21日一部改訂  
2003年 5月 1日一部改訂  
2005年11月 1日一部改訂  
2011年 4月21日一部改訂  
2012年 4月10日一部改訂  
2013年 7月 1日一部改訂  
2015年 4月 1日一部改訂  
2019年 8月 1日一部改訂  
2020年 4月 1日一部改訂  
2020年 6月 1日一部改訂  
2022年 4月 1日一部改訂  
2023年12月 1日一部改訂  
2024年 3月 1日一部改訂  
2024年10月 1日一部改訂

【個人情報取扱窓口】

開示等の請求等に応じる手続きについて

<https://www.sonynetwork.co.jp/corporation/privacy/kaiji.html>

【お問い合わせ窓口】

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

So-net サポートデスク

0120-80-7761

※年末年始、弊社指定のメンテナンス日を除く

※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

## ■ 「So-net 光(auひかり)」コースご利用規約

「So-net 光(auひかり)」コース(以下「本コース」という)をご利用いただく方(以下「会員」という)は、「So-net 光(auひかり)」コースご利用規約(以下「本規約」という)を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。

### 第1条(本コース)

- 1.本コースは、KDDI株式会社(以下「KDDI」という)が「auひかり」のサービス名称で提供する光ファイバを接続回線としたインターネット接続サービス(以下「auひかりサービス」という)と、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社(以下「弊社」という)が提供するメールおよびオプション等のサービスを弊社がセットで会員に対し提供するインターネットサービスです。
- 2.本コースは、「So-net 光(auひかり) ホーム標準プラン」(以下「標準プラン」という)、「So-net 光(auひかり) ホームギガ得プラン」(以下「ギガ得プラン」という)、「So-net 光(auひかり) ホームずっとギガ得プラン」(以下「ずっとギガ得プラン」という)、「So-net 光(auひかり) マンションV」(以下「マンションV」という)、「So-net 光(auひかり) マンションE」(以下「マンションE」という)、「So-net 光(auひかり) マンションF」(以下「マンションF」という)、「So-net 光(auひかり) マンションG」(以下「マンションG」という)、「So-net 光(auひかり) マンション都市機構」(以下「マンション都市機構」という)、「So-net 光(auひかり) マンション都市機構G」(以下「マンション都市機構G」という)、「So-net 光(auひかり) マンションミニギガ」(以下「マンションミニギガ」という)および「So-net 光(auひかり) マンションギガ」(以下「マンションギガ」という)で構成されます。また、「マンションV」「マンションE」「マンションF」「マンション都市機構」「マンションミニギガ」および「マンションギガ」には、それぞれ「標準プラン」(以下総称して「マンションコース標準プラン」といいます)および「お得プランA」(以下総称して「マンションコースお得プランA」)が、「マンションG」および「マンション都市機構G」にはそれぞれ「マンションコース標準プラン」および「お得プラン」(以下総称して「マンションコースお得プラン」とい)い、「マンションコース標準プラン」、「マンションコースお得プランA」および「マンションコースお得プランを総称して以下「マンションコース」といいます)があります。
- 3.本コースの会員は、別途KDDIと利用契約を締結することによりKDDIが提供するオプションサービス「auひかり 電話サービス」(以下「電話サービス」という)と「auひかり TVサービス」(以下「TVサービス」という)を利用できます。
- 4.弊社が別に定める地域において「標準プラン」「ギガ得プラン」または「ずっとギガ得プラン」を利用する会員は、弊社と利用契約を締結することによりオプションサービス「auひかりホーム5ギガ」及び「auひかりホーム10ギガ」(以下あわせて「高速サービス」という)を利用できます。
- 5.本コースの内容、サービスの提供条件、その他詳細については、別途弊社が定める本コースに関する諸規定により、会員に提示されるものとします。

### 第2条(本規約)

- 1.会員は、本規約および弊社が別途定める、本則および各個別規定からなるSo-netサービス会員規約、その他本コースに関する諸規定(以下「本規約等」という)に同意し、本コースを利用するものとします。なお、「auひかりサービス」、「電話サービス」および「TVサービス」の利用に関する契約は、KDDIが別途定める「FTTHサービス契約約款」および「有料電気通信役務利用放送役務契約約款」に従い別途会員とKDDIとの間ににおいて締結されるものとします。
- 2.本規約に定める内容とSo-netサービス会員規約に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

### 第3条(サービスの開始日)

- 1.コースの利用契約は、利用希望者が本規約等に同意のうえで、弊社が別途定める手続に従い本コースへの申し込みをなし、弊社が当該申し込み者を本コースの利用者として登録した時点をもって成立するものとします。但し、当該利用希望者が、第2条第1項に定める利用に関する契約を、弊社が定める期日までにKDDIと締結しない場合には、本コースの利用契約も効力を失うものとします。
- 2.利用料金の課金開始基準日となる本コースにおけるサービス開始日は、KDDIによる回線工事完了後、弊社が別途定める日(以下「サービス開始日」という)とします。なお、弊社はサービス開始日を弊社が適当と判断する方法(書面もしくは電子メールでの通知、マイページもしくは本サービスのホームページ上の告知を含むがこれらに限らない)にて会員に通知するものとします。

### 第4条(料金)

- 1.弊社またはKDDIは第5条に定める請求方法で、以下各号に定める料金を会員に請求するものとし、会員はこれを弊社またはKDDIに支払うものとします。プラン変更、コース変更またはSo-net退会等のお申し込み時期により、当該変更・退会のお申し込み受付日がお申し込み月の翌月となる場合があります。この場合、当該変更・退会月の料金をお支払いいただきます。

- (1)月額基本料金
- (2)登録料
- (3)回線工事費
- (4)宅内機器利用料金／宅内機器交換料金／宅内機器未返却違約金
- (5)弊社提供のオプションサービス等に係る料金
- (6)KDDI提供のオプションサービス等に係る料金
- (7)違約金
- (8)契約解約料
- (9)回線撤去費用

※(9)については、2022年7月1日以降にお申込みいただいた会員で、撤去をご希望される方に対して請求する費用となります。

- 2.標準プラン、ギガ得プランまたはずっとギガ得プランを利用する会員のうち、当該会員が標準プラン、ギガ得プランまたはずっとギガ得プランにてauひかりサービスを利用するため回線工事費を分割で支払うことを希望した会員は、KDDIによる回線工事日から7日後もしくは会員がホームゲートウェイ機器を初回に接続した日のいずれか早い日の翌月から別途KDDIが定める期間(回数)での分割払いにて支払うものとします。なお、当該会員は、分割払いの期間中に標準プラン、ギガ得プランまたはずっとギガ得プランの解約またはコース変更を行う場合、残存期間分の回線工事費を、別途弊社が定める方法に従い一括して支払うことに合意するものとします。ただし、標準プラン、ギガ得プランおよびずっとギガ得プランとの間におけるプラン変更の場合は、引き続き分割で支払うことができるものとします。

- 3.マンションコースを利用する会員のうち、当該会員が当該コースにてauひかりサービスを利用するために回線工事費を分割で支払うことを希望した会員は、KDDIによる回線工事日から7日後もしくは会員がホームゲートウェイ機器を初回に接続した日のいずれか早い日の翌月から別途KDDIが定める期間(回数)での分割払いにて支払うものとします。なお、当該会員は、分割払いの期間中に当該コースの解約またはコース変更を行う場合、残存期間分の回線工事費を、別途弊社が定める方法に従い一括して支払うことに合意するものとします。

## 第5条(料金の請求)

1.会員は、第4条に定める料金の支払いについて、以下のいずれかの方法を選択できるものとします。

(1)弊社からの請求

弊社が別途定める方法により、弊社から会員へ第4条に定める料金を請求する方法。

(2)KDDI請求

KDDIから会員へ第4条に定める料金を請求する方法。なお、KDDI請求に関する契約は、KDDIが別途定める「『請求統合』に係る取扱い規約」および「『KDDIまとめて請求』に係る取扱い規約」に従い別途会員とKDDIとの間ににおいて締結されるものとします。

2.会員は、KDDI請求を選択するにあたり、以下に規定する事項に同意するものとします。

(1)KDDI請求は本コースを利用する会員に限り申し込むことができるものとします。

(2)弊社は、次のいずれかに該当する場合は、KDDI請求の取り扱いの申し込みを承諾しないことがあります。

①会員が、第4条に定める料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

②その他弊社の業務の遂行上支障があるとき。

(3)KDDI請求の取り扱いを希望する会員は、第4条に定める料金のうち、月額基本料金、弊社提供サービスに係る料金、契約解除料、その他別途弊社が定める料金の債権を弊社がKDDIに譲渡することにあらかじめ承認していただきます。その場合において、弊社およびKDDIは、会員への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

## 第6条(開通に関する進捗確認)

本コースにおける回線の開通に関する進捗状況は、弊社が適切と判断する方法(書面もしくは電子メールでの通知、マイページもしくは本サービスのホームページ上の告知を含むがこれらに限らない)にて通知されることにより行われるものとします。

## 第7条(通信速度)

1.弊社が個別の本コース毎(本条において、高速サービスも含みます)に定める通信速度は最高時のものであり、接続状況、会員が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、会員は了承するものとします。

2.弊社は、本コースにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

## 第8条(宅内機器)

1.本コースにおける接続サービスの利用には、KDDIが個別の本コース毎に別途指定する宅内機器が必要となります。

2.宅内機器は、KDDIより会員に貸与されるものとし、その貸与条件はKDDIが別途定めるものとします。

3.会員は、本コースの解約を行った場合、もしくは宅内機器を送付した後で申し込みの取消しを行った場合は、別途KDDIが定める方法に従い、速やかに宅内機器を返却するものとします。一定期間内に宅内機器の返却を確認できない場合には、別途KDDIが定める違約金を請求させていただきます。

## 第9条(最低利用期間)

1.会員は、高速サービス開始月から起算して12ヶ月間を、高速サービスの最低利用期間とすることに合意するものとします。なお、当該最低利用期間内において高速サービスを解約する場合、別途弊社が定める条件に従い、高速サービスに関する契約解除料を支払うことと合意するものとします。なお、本項は2022年6月30日までにお申し込みいただいた会員に対して適用されます。

## 第10条(ギガ得プランに関する諸規程)

1.ギガ得プランを利用する会員は、前条の定めにかかわらず、サービス開始月から起算して2年間を継続契約期間とし、継続契約期間満了月から3ヶ月間の間(例:4月1日から6月末日までの間)にギガ得プランの解約、コース変更またはプラン変更の手続きが完了しない場合、さらに2年間を継続契約期間として自動的に更新され、以降も同様に継続契約期間が更新されることに合意するものとします。

2.ギガ得プランを利用する会員は、継続契約期間内にギガ得プランの解約、コース変更またはプラン変更を行う場合、2022年7月1日以後にお申し込みいただいた方は契約解除料として4,461円を、2022年6月30日までにお申し込みいただいた方は契約解除料として10,450円を、別途弊社が定める方法に従い一括で支払うことと合意するものとします。但し、弊社が別に定める場合はこの限りではないものとします。また、継続契約期間満了月からの3ヶ月間の間(例:4月1日から6月末日までの間)にギガ得プランの解約、コース変更またはプラン変更の手続きが完了した場合は、契約解除料は発生しないものとします。

## 第11条(ずっとギガ得プランに関する諸規程)

1.ずっとギガ得プランを利用する会員は、第9条の定めにかかわらず、サービス開始月から起算して3年間を継続契約期間とし、継続契約期間満了月からの3ヶ月間の間(例:4月1日から6月末日までの間)にずっとギガ得プランの解約、コース変更またはプラン変更の手続きが完了しない場合、さらに3年間を継続契約期間として自動的に更新され、以降も同様に継続契約期間が更新されることに合意するものとします。

2.ずっとギガ得プランを利用する会員は、継続契約期間内にずっとギガ得プランの解約、コース変更またはプラン変更を行う場合、2022年7月1日以後にお申し込みいただいた方は契約解除料として4,730円を、2022年6月30日までにお申し込みいただいた方は契約解除料として16,500円を、別途弊社が定める方法に従い一括で支払うことと合意するものとします。但し、弊社が別に定める場合はこの限りではないものとします。

また、継続契約期間満了月からの3ヶ月間の間(例:4月1日から6月末日までの間)にずっとギガ得プランの解約、コース変更またはプラン変更の手続きが完了した場合は、契約解除料は発生しないものとします。

3.ずっとギガ得プランの月額基本料金は、ずっとギガ得プランのサービス開始月から起算して12ヶ月後および24ヶ月後に該当する月のそれぞれ翌月以降、減額されるものとします。

4.前項の定めにかかわらず、ずっとギガ得プラン以外の本コースの利用者が、プラン変更によりずっとギガ得プランを利用する場合、または登録住所の移転に伴って本コースを解約し、当該移転後にずっとギガ得プランを利用する場合、当該利用者が利用していた当該本コースのサービス開始月をずっとギガ得プランの月額基本料金の減額算定の始期とします。

**第12条(マンションコースお得プランAに関する諸規程)**

- 1.マンションコースお得プランAを利用する会員は、第9条の定めにかかわらず、サービス開始月から起算して2年間を継続契約期間とし、継続契約期間満了月からの3ヶ月間の間（例：4月1日から6月末までの間）にマンションコースお得プランAの解約、コース変更またはプラン変更の手続きが完了しない場合、さらに2年間が継続契約期間として自動的に更新され、以降も同様に継続契約期間が更新されることに合意するものとします。
- 2.マンションコースお得プランAには、弊社が提供するオプションサービス「おうちトラブルサポート」が付帯します。
- 3.マンションコースお得プランAを利用する会員は、継続契約期間内にマンションコースお得プランAの解約、コース変更またはプラン変更を行う場合、2022年7月1日以降にお申し込みいただいた方は契約解除料として2,290円を、2022年6月30日までにお申し込みいただいた方は契約解除料として7,700円を、別途弊社が定める方法に従い一括で支払うことに合意するものとします。但し、弊社が別に定める場合はこの限りではないものとします。また、継続契約期間満了月からの3ヶ月間の間（例：4月1日から6月末までの間）にマンションコースお得プランAの解約、コース変更またはプラン変更の手続きが完了した場合は、契約解除料は発生しないものとします。

**第13条(マンションコースお得プランに関する諸規程)**

- 1.マンションコースお得プランを利用する会員は、第9条の定めにかかわらず、サービス開始月から起算して2年間を継続契約期間とし、継続契約期間満了月からの3ヶ月間の間（例：4月1日から6月末までの間）にマンションコースお得プランの解約および、コース変更またはプラン変更の手続きが完了しない場合、さらに2年間が継続契約期間として自動的に更新され、以降も同様に継続契約期間が更新されることに合意するものとします。
- 2.マンションコースお得プランを利用する会員は、継続契約期間内にマンションコースお得プランの解約および、コース変更またはプラン変更を行う場合、2022年7月1日以降にお申し込みいただいた方は契約解除料として2,730円を、2022年6月30日までにお申し込みいただいた方は契約解除料として10,450円を、別途弊社が定める方法に従い一括で支払うことに合意するものとします。但し、弊社が別に定める場合はこの限りではないものとします。また、継続契約期間満了月からの3ヶ月間の間（例：4月1日から6月末までの間）にマンションコースお得プランの解約およびコース変更の手続きが完了した場合は、契約解除料は発生しないものとします。

**第14条(その他)**

- 1.第4条に定める料金、サービス内容、故障等に関する問い合わせについては、別途問い合わせ先をKDDIに指定するものを除き、弊社が一括にて受け付けるものとします。
- 2.本コースの解約またはコース変更の申し込みにおいて、解約または変更後も電話サービスで利用していた電話番号を他社の電話サービスで継続利用することを希望した場合は、会員が他社電話会社に当該電話番号の継続利用についての申し込みを行い、当該申し込みに係る電話工事が完了するまで本コースの解約またはコース変更の手続きは完了しないものとします。但し、本コースの解約またはコース変更の申し込み日から75日以内に当該電話工事が完了しない場合は、当該電話番号の継続利用の意思がないものとして、弊社は当該申し込み日から75日が経過した日に本コースを解約するものとします。当該解約に伴い、当該電話番号が失効し継続利用できなくなることにつき、弊社は一切責任を負わないものとし、会員はこれを承諾するものとします。なお、本規約等の定めに従い会員が本コースの利用資格を失い退会した場合も、当該電話番号が失効し継続利用できなくなるものとし、当該失効について弊社は一切責任を負わないものとし、会員はこれを承諾するものとします。
- 3.弊社は、本コースの提供にあたり必要がある範囲で、KDDIに対して、会員の情報を開示するものとし、会員はこれを承諾するものとします。

**付則：**

第1条 この規約は2006年11月30日から実施します。

2007年 1月 1日一部改訂  
 2007年10月 1日一部改訂  
 2008年10月 1日一部改訂  
 2009年 5月 1日一部改訂  
 2009年11月 4日一部改訂  
 2010年 1月 6日一部改訂  
 2010年 2月 1日一部改訂  
 2010年 6月 1日一部改訂  
 2010年 9月 1日一部改訂  
 2012年11月 1日一部改訂  
 2014年 2月 1日一部改訂  
 2015年 3月 1日一部改訂  
 2017年 4月 1日一部改訂  
 2018年 3月 1日一部改訂  
 2018年 8月 1日一部改訂  
 2018年11月 1日一部改訂  
 2020年 7月 1日一部改訂  
 2020年 9月 1日一部改訂  
 2021年 2月 1日一部改訂  
 2021年 6月 1日一部改訂  
 2022年 7月 1日一部改訂  
 2024年 4月 1日一部改訂  
 2024年 5月 1日一部改訂

第2条 2010年6月1日の規約改訂実施時点で本コースの提供を受けている会員は、第5条第1項「(1)弊社からの請求」を選択したものとして取り扱うものとします。

## ■ 「So-net 光(auひかり)」コースお申込み時の注意事項

### 【auひかり(ネットサービス)】

※初期契約解除制度は、個人のお客さまを対象としており、法人契約のお客さまは対象外となります。

『「So-net 光(auひかり)」コースお申し込み時の注意事項』を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面を郵送にてご連絡いただくことにより、本サービスに関する利用契約の解除を行うことができます。詳細につきましては、『「So-net光(auひかり)」コースお申し込み時の注意事項』の「初期契約解除制度に関するご案内」をご確認ください。

#### (1)お申込みのご注意

##### (1)-1 auひかりホームをお申込みのお客さま

- ・このお申し込みによる契約は、So-netの「So-net 光(auひかり)」コースご利用規約、KDDIのFTTHサービス契約約款、および有料放送役務利用放送役務契約約款によります。
- ・前項によるほか、KDDIの提供するレンタル機器および附帯サービスに係る契約は、FTTHサービスご利用規約によります。
- ・KDDIは、auひかりホーム施工工事実施後の原状回復義務は負いません。また、賃貸住宅等、当該建物の所有者がお客さまと異なる場合、当該施工工事の実施に基づく当該所有者様とのトラブルに関し、So-net及びKDDIは、一切責任を負いません。
- ・本サービスをご利用中に、落雷・災害等KDDIの責に帰さない原因によりお客さま家屋やお客さま所有物に生じた損害に対し、KDDIは責任を負いません。
- ・販売店でのお申し込み内容の一部を除き、書面の交付に代えて、「My au」にて確認できます。なお、申込み内容の確認期間は申込み日翌日から最大6ヶ月間となります。必要に応じてダウンロードまたは印刷をして保管してください。

##### (1)-2 auひかりマンションをお申込みのお客さま

- ・このお申し込みによる契約は、So-netの「So-net 光(auひかり)」コースご利用規約、KDDIのFTTHサービス契約約款および有料放送役務利用放送役務契約約款によります。
- ・前項によるほか、KDDIの提供するレンタル機器および附帯サービスに係る契約は、FTTHサービスご利用規約によります。
- ・マンションへの光回線の引込みが困難な場合等、サービス提供ができない場合や開通に期間を要する場合があります。
- ・他社FTTHサービス(他社FTTHサービスを利用した電話サービスを含む)またはADSLサービスをご利用中の棟内各住戸へのケーブル(LANケーブル、電話用メタル回線および光ファイバーケーブル)をKDDIのFTTHサービスにそのまま流用する場合、KDDIの接続工事の完了後に当該サービスはご利用いただけなくなります。必ず、お客さまご自身にて当該サービスをご解約ください。
- ・外線電話が可能なインターホンを1回線の電話用アナログ回線でご利用のお客さまは、auひかり マンションタイプVおよびauひかり マンションタイプGをご利用になれません。ただし、接続工事希望日までに、お客さまにて以下のご対応をいただくことによりご利用が可能です。
  - ①電話端子(モジュラージャック)に分離器等の切替スイッチ(【切⇒入】)がある場合や、インターホン本体に外線電話機能を切り離すための機能設定スイッチ(【OFF⇒ON】)がある場合等に、「切」または「OFF」にする場合。
  - ②インターホンと外線の電話回線を分離する工事を行なう場合(分離工事は管理会社等にお問い合わせください)。
- ・上記のご対応をされた場合、インターホンから外線への発信はできなくなりますので必要に応じてインターホンとは別の電話機をご用意ください。

##### (1)-2-1 auひかり都市機構デラックス(DX)およびauひかり都市機構デラックスG(DXG)をお申込みのお客さま

- ・以下の場合は、本申込みによる契約は自動的に解除となる場合があります。
  - ①都市機構(旧都市公団)とKDDIとの協定期間が満了または協定が解除された場合
  - ②都市機構(旧都市公団)が本サービス提供中のマンションについて住宅としての用途の廃止または建替えを決定した場合

##### (1)-3 auひかりマンションミニをお申込みのお客さま

- ・このお申し込みによる契約は、So-netの「So-net 光(auひかり)」コースご利用規約、KDDI株式会社のFTTHサービス契約約款および有料放送役務利用放送役務契約約款によります。
- ・前項によるほか、KDDIの提供するレンタル機器および附帯サービスに係る契約は、FTTHサービスご利用規約によります。
- ・マンションへの光回線の引込みが困難な場合等、サービス提供ができない場合や開通に期間を要する場合があります。
- ・他社FTTHサービス(他社FTTHサービスを利用した電話サービスを含む)でご利用中の棟内各住戸への光ファイバーケーブルをKDDIのFTTHサービスにそのまま流用する場合、KDDIの接続工事の完了後に当該サービスはご利用いただけなくなります。必ず、お客さまご自身にて当該サービスをご解約ください。

#### (2)料金についてのご注意

- ・ご利用開始月の月額基本料金は、標準サービスとして無料です。
- ・コース変更でのお申し込みで、ご利用開始までは前のコースをご利用される場合、変更先コースのご利用開始月までは変更前コースの月額料金がかかります。
- ・KDDIレンタル機器の月額料金は、お客さまサービスのご利用の有無にかかわらず、KDDIの「ご利用開始のご案内」に記載のご利用開始日または月額料金発生日をもって料金が発生いたします。

#### (3)サービスについてのご注意

##### (3)-1 保守メンテナンス

- ・本サービスは、ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。

**(3)-2 宅内機器について**

- ・宅内機器の仕様は、予告なく変更となる場合があります。

**(3)-3 宅内LANサービスについて**

- ・このお申込みによる契約は、KDDI株式会社の宅内LAN機器貸出サービスに関する契約条項、FTTHサービスご利用規約(抜粋版)およびおうちどこでもWi-Fiご利用規約によります。
- ・宅内LANサービスの各機器をご利用の場合、本サービスのネットサービスへのご加入が必須となります。

**(3)-3-1 無線LAN機器レンタルサービスおよびWi-Fiパック(内蔵無線LAN)について**

- ・無線LAN機器を利用することにより通信速度が遅くなる場合があります。

種別	対象サービス	機器	無線LAN規格	技術規格上の概ねの最大速度※1	備考	
Wi-Fiパック (内蔵無線 LAN)	ホーム※2	BL1500HM	IEEE802.11ax/a/n/b/g/ac	4.8Gbps	auひかりの回線速度を上回る通信速度は実現できません。	
	マンション					
	ホーム(5ギガ・10ギガ)	BL3000HM	IEEE802.11ax※3/a/n/b/g/ac	4.8Gbps		
		BL1000HW	IEEE802.11ax(Draft)/a/n/b/g/ac	2.4Gbps		
高速無線LAN外付け親機			IEEE802.11ax/a/n/b/g/ac	1.2Gbps		
おうちどこでもWi-Fi(子機)・おうちどこでもWi-Fi追加子機			IEEE802.11ax/a/n/g/b/ac	4.8Gbps		

※1. 記載の速度は無線LANの親機・子機ともに同等の構成を持つた機器との通信を行ったときの技術規格上の最大値であり、お客さま環境での速度を保証するものではありません。無線LANの接続先までの通信速度は機器の能力に依存します。

※2. ホーム(5ギガ・10ギガ)を除きます。

※3. BL3000HMは6GHz帯にも対応しています。

・周囲の電波環境、親機子機間の距離、壁などの遮蔽物等により、十分な速度がでない場合があります。ホームゲートウェイの設置場所によりWi-Fiパック(内蔵無線LAN)にて十分な速度が出ない場合は、外付けの無線LANをご利用いただき、見通しのよいところに設置してください。

・無線LAN子機レンタルは、親機と同一規格の機器をお選びください。(例えば親機が11axの場合、子機も11axに対応しているレンタル品をお選びください)。

・高速無線LANの「外付け親機」はホームゲートウェイと別に設置の上ご利用いただくタイプです。

・auひかりのホームゲートウェイには、無線LAN親機が内蔵されています。このご利用にはお申し込みが必要です。

・おうちどこでもWi-Fiに子機を追加したい場合は、必ずおうちどこでもWi-Fi追加子機をお選びください。他の無線LAN子機とはマッシュ接続できません。

**(3)-4 メールサービスの利用について**

- ・メールをご利用の際には、サブミッションポート(Port587)をご利用ください。サブミッションポートはメールソフトの設定を変更することによりご利用いただけます。なお、ご利用にはSMTPサーバーでお客様のユーザー認証を行う必要がありますので、SMTP認証に対応したメールソフトが必要です。

**(4)-1 お引越し時のご注意事項について**

- ・お引越し先でauひかりをご利用いただくためには、1ヶ月程度お時間をいただきます。お引越し日、新しいご住所が決まり次第、お早めにSo-netサポートデスク/So-net 法人サポートデスクにご連絡ください。

- ・ご連絡いただいたタイミング、ご利用環境によってはお引越し先でauひかりがご利用いただけない期間が発生する場合があります。

## ■auひかり重要事項

### 【auひかり(ネットサービス)】

#### ■サービス説明

##### (1)サービス内容について

###### (1)-1 auひかり全般

- ・停電時により宅内機器(ONU機器またはホームゲートウェイ機器、セットトップボックス)に電源が供給されない場合は、auひかりサービスをご利用になれません。

###### (1)-2 ネットサービス

###### (1)-2-1 サービスの種類

サービス名称：So-net 光(auひかり)

サービス種類：FTTHサービス(インターネット接続サービス)

## (2)料金について

- ・料金は、別表1「auひかりサービス加入別料金表」をご参照ください。
- ・ネットサービス・電話サービス(2契約目も含みます)・テレビサービスを同時に申込みの場合、登録料はお申込みのサービス数にかかわらず3,300円となります。なお、新規お申込みの後、追加でサービスをお申込みになる場合は、追加登録料として別途880円がかかります。
- ※auひかり マンションタイプF、およびマンションギガでは提供していません。

## (3)特典について

特典をご利用の場合は、下記の特典を除き、特典料金が適用となります。

適用される特典につきましては、別途『So-net契約内容のご案内』の「特典・キャンペーンのご案内」またはマイページをご確認ください。

回線事業者・代理店などが別途提供する特典については、回線事業者・代理店などへお問い合わせください。

### ・引っ越し(回線移転)特典

- 対象：本コースをご利用中の方で、「So-net光(auひかり)コース」へのお引越し手続きをされた方  
キヤッショバッックのお受け取りまで、対象サービスを継続してご利用いただいた方

### 特典

- 1.回線工事費の分割払い期間中に引越しされる場合でも、引越し前の月額料金割引期間が残っている場合は、残月数分の割引金額をキヤッショバッックします。

- 2.引越し先での「So-net光(auひかり)コース」について、お申し込み時に実施中の、新規入会/コース変更向けご利用料金割引特典を適用※残月数分の割引金額とは、引越し元回線の割引額 × 割引残月数 + 消費税相当額です。

回線工事日分割払いの支払い回数と、割引期間が同じ場合は、工事費残債相当額になります。割引期間が残っていない場合は、キヤッショバッックはございません。

引っ越し(回線移転)特典キヤッショバッックのもととなる月額料金割引料金の詳細については弊社WEBページ  
(<https://www.so-net.ne.jp/guide/au/price.html#anc-06>)をご確認ください。

- ・キヤッショバッックは、マイページまたはSo-net会員アプリより、受取口座をご指定ください。
- ・特典のお受け取りまで対象サービスを継続してご利用ください。特典のお受け取り前に、対象サービスの解約(コース変更等)やSo-netを退会された場合はお受け取りいただけません。
- ・特典受取日やお手続きに関するお知らせは、対象サービスのご利用開始後に、マイページでご確認いただけます。
- ・特典お受け取り月にお支払方法が未登録の場合、特典をお受け取りいただけません。
- ・キヤッショバッックのお受け取りには、受取口座指定のお手続きが必要です。

※お手続きの詳細は、「会員サポート」でご確認いただけます。

- ・キヤッショバッックのお受け取り期間内(お受け取り開始日から45日間)にお手続きください。期間内にお手続きいただけなかった場合、キヤッショバッックをお受け取りいただけません。

- ・ご利用開始時に回線工事費を一括にてお支払いただいたお客さまに対しましても、引越し前の月額料金割引期間が残っている場合は、残月数分の割引金額をキヤッショバッックいたします。

## (4)請求について

「auひかり 説明事項(重要)共通編」参照。

## (5)WEB de 請求書

「auひかり 説明事項(重要)共通編」参照。

## (6)解約について

- ・宅内機器(回線終端装置(ONU)※を含みます)を送付した後でお申し込みの取り消しを行なった場合、または解約を行なった場合は、速やかに宅内機器のご返却を行なってください。なお、宅内機器のご返却については、KDDIから別途送付する専用の返却伝票をお使いいただくか、KDDIが指定する方法でご返却ください(送料のお客さま負担はありません)。その他の運送伝票をお使いになる場合の送料は、お客さま負担となります。
- ・auひかりのご契約に伴い、ご利用されなくなったブロードバンドサービスなど(KDDIが提供するブロードバンドサービスなどを含みます)の解約手続きはお客さまご自身で行ってください。ただし、NTT回線などから番号ポートアビリティでお申し込みされた場合、「So-net光(auひかり)コース」のプラン変更で切り替え申し込みをされた場合は、auひかりの電話サービスのご利用開始後に(電話サービスをご契約でない場合はネットサービスのご利用開始後に)必要な解約手続きを行ってください。

- ・一定期間宅内機器のご返却を確認できない場合は、KDDIが定める違約金を請求させていただきます。

宅内機器の詳細については、FTTHサービスご利用規約、おうちどこでもWi-Fiご利用規約、宅内LAN機器貸出サービスに関する契約条項をご確認ください。

「auひかり 説明事項(重要)共通編」参照。

- ・2022年7月1日以降にauひかりにお申し込みの場合、解約時には光ケーブルの引き込み回線はそのまま残置されます。解約時に光ケーブルの引き込み回線の撤去工事をご希望されるお客さまには31,680円の撤去工事費用が発生します。工事の際はお客さまのお立会いが必要です。撤去をご希望されない場合、撤去費用は発生しません。工事をご希望されない場合、宅内機器(ONU機器、HGW機器)を光コンセントから切り離してご返却を行ってください。

2018年3月1日以降、2022年6月30日までにauひかりホームをお申し込みのお客さまは、解約時には光ケーブルの引き込み回線の撤去工事を行います。この工事はKDDIが行います。auひかりホームに2018年3月1日以降、2022年6月30日までにお申し込みしたお客さまに31,680円の撤去工事費が発生します。また以前よりauひかりホームをお使いで高速サービスをお申込したお客さまにも31,680円の撤去工事費が発生します。工事の際はお客さまのお立会いが必要です。お客さまのご都合により撤去工事ができない場合は、設備が残ることにより発生する維持費相当をお支払いいただきます。

2008年10月1日以降、2018年2月28日までにauひかりにお申し込みで、高速サービス申込していないお客さまで引き込み工事において光コンセントの設置を行ったお客さまは、宅内機器(ONU機器、HGW機器)を光コンセントから切り離してご返却を行ってください。光コンセントおよび引込線の撤去をご希望の場合のみ、撤去工事費11,000円がかかります。

※解約申告受領以降に撤去日程を調整しますので、解約日の1ヶ月程度前には事前に解約連絡をお願いいたします(撤去日程についてはお客さまのご希望に添えない場合があります)。

※撤去作業後の原状回復処理を含めた補修対応は原則行いません。

- ・契約のご変更、解約のお手続きはSo-netサポートデスク/So-net法人サポートデスクにて受付いたします。一部ご契約内容の変更は、My auでも受付します。

・宅内工事前の申し込みキャンセルは、お電話にてご連絡ください。宅内工事の実施前に、ご連絡をいただいた場合、キャンセル料は請求しません。

- ・auひかりサービスを解約した場合には、ご契約の内容に応じて、以下の費用が生じます。プラン変更、コース変更またはSo-net退会等のお申し込み時期により、当該変更・退会のお申し込み受付日がお申し込み月の翌月となる場合があります。この場合、当該変更・退会月の料金をお支払いいただきます。

解約月のご利用料金	
ネットの月額利用料	解約月の1ヶ月分
電話・テレビサービスの月額利用料	解約日までのご利用分※
オプション料	解約月の1ヶ月分
通話料・通信料	解約日までのご利用分

※加入月に解約した場合は、解約月の1ヶ月分

その他料金
初期費用
契約解除料
回線撤去費用(auひかり ホームのみ)

## (7) 初期契約解除制度に関するご案内

※この初期契約解除制度は、個人のお客さまを対象としており、法人契約のお客さまは対象外となります。

1. ご契約のお申し込み後に弊社がお送りする『「So-net光(auひかり)」コースお申し込み時の注意事項』を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、「So-net契約内容のご案内」の余白に、「お客様番号、住所、氏名、電話番号及び解約を希望するサービス名称」を記載し、署名捺印のうえ、郵送にて以下にご連絡いただくことにより、電気通信事業法に定める初期契約解除制度に基づき本サービスに関する利用契約の解除を行うことができます。なお、上記記載事項の記載漏れや誤記がある場合、または宛先の誤記等により弊社に書面が到達しない場合等、その他弊社の責めに帰すべからざる事由がある場合においては、本サービスに関する利用契約の解除ができない場合がございますので予めご了承願います。

### <郵送先>

〒698-8506

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 So-net事務センター宛

2. 上記1に記載した事項にかかわらず、弊社が本サービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって上記1に記載した期間を経過するまでの間に当該契約を解除しなかったことが明らかになった場合、弊社があらためて交付する当該契約の解除を行うことができる旨を記載した書面をお客様が受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、お客様は、上記1同様、郵送にてご連絡いただくことにより当該契約の解約を行なうことができます。
3. 上記1、2に基づく本サービスに関する利用契約の解約は、当該契約の解約に係る書面をお客さまが上記1、2の記載に従って発した時に、その効力が生じます。
4. 上記1、2に基づく本サービスに関する利用契約の解約があった場合においては、弊社は、下記5に基づく対価請求額として電気通信事業法により認められた範囲を除き、その契約の解約に伴う損害賠償または違約金の支払を請求いたしません。また、当該場合において、弊社がすでに金銭等を受領しているときは、当該対価請求額として認められた範囲を除き、当該金銭等をお客さまに返還いたします。
5. 上記1、2に基づく本サービスに関する利用契約の解約があった場合においても、以下の対価については、お支払いいただきます。
  - 登録料 : 3,300円
  - 工事費(ホーム) : 27,500円
  - 工事費(マンション) : 25,300円
  - その他 : auひかり電話などKDDIが定めるもの
 なお、電気通信事業法の初期契約解除制度によりご契約を解除されるお客様につきましては、弊社が実施する各種特典・キャンペーン(サービス利用料、工事費用、契約締結事務手数料等の減免を含みますがこれらに限られません)の適用はございません。
6. 上記1、2に基づく本サービスに関する利用契約を解約した場合、元の契約に戻すことはできませんので予めご了承願います。その他の解約に伴う注意事項につきましては、上記の「(6)解約について」をご確認ください。
7. 初期契約解除に関するご質問やお問い合わせにつきましては、下記の「お問い合わせ先」欄記載の連絡先までご連絡ください。

## (8) その他

- 1.『auひかり ホーム』は、一戸建て(注)にお住まいの方を対象としたサービスです。

注)公営住宅・公社住宅・都市機構住宅は除く。

- 2.高速サービスのご利用機器の推奨スペックはLANポート10GBASE-T、LANケーブルカテゴリ6a以上です。

- 3.高速サービス5ギガ、10ギガの提供エリアは東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県のそれぞれ一部です。提供エリアでのみ高速サービスにお申込みいただけます。

- 4.『auひかり マンションミニギガ』は、3階建て以下の集合住宅(注1)(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)にお住まいの方を対象としたサービスです。

注1)公営住宅・公社住宅・都市機構住宅を除く。

- お客さま宅の周辺の設備状況により、光回線導入工事が、遅れる場合がございます。  
現在、他社サービスをご利用中の場合、ご利用中のサービスの解約は本サービスご利用開始日以降に手続きいただくことをお勧めいたします。
- 迷惑電話 発着信ブロックをご契約の場合、迷惑電話データベースの情報精度向上を目的に、お客さまの固定電話に発着信した電話番号、および発着信日時・通話時間の情報を、1回/日の頻度でトビラシステムズ株式会社に開示します。
- auひかりの申し込みによりauひかり契約が登録されたau IDをKDDI株式会社が払い出します。au IDは、My auのログインなどに利用します。なお、au IDの利用は「au ID利用規約」によります。  
お引越し(移転)時には、移転先のauひかり契約が登録されたau IDを新規に発行します。移転元のauひかり契約が登録されたau IDでご利用いただいているサービス(auかんたん決済の継続利用サービス等)は解約※となります。au PAYカード、au PAYプリペイドカード、Pontaポイントは引き続きご利用いただけます。  
※移転元のauひかり契約が登録されたau IDに、有効な契約(au携帯電話回線の契約等)が登録されている場合は解約となりません。
- au IDの登録・設定(au IDログインが完了していること)または「au PAY プリペイドカード」をお申し込みいただくと、auひかりの月額利用料や通話料に応じて「Pontaポイント」が付与されます。  
なお、お支払方法で「So-netからの請求」を選択されている場合、月額利用料等でのポイントは付与対象外となります。
- 宅内工事の実施前に、お客さまより申し込み取り消しのご連絡をいただいた場合、キャンセル料は請求いたしません。  
申し込み取り消しの際は、So-net サポートデスク/So-net法人 サポートデスクへご連絡ください。  
なお、度重なる申し込み・キャンセルを行う場合はキャンセル料を請求させていただく場合があります。
- ホームゲートウェイ「BL1500HM」、または「BL3000HM」をご利用になる場合  
お客さまがお使いのホームゲートウェイの品質改善および向上を目的とし、機器動作データ（端末識別情報、設定情報等）を取得いたします。  
また、当目的の範囲内での株式会社KDDIテクノロジー（BL1500HM）、NECプラットフォームズ株式会社（BL3000HM）等、第三者へ提供できるものとします。非同意の方は設定から「品質向上のための保守データ送信機能」を停止ください。
- auひかりNetflixパックのご利用にあたっては、「auひかり Netflixパック利用規約」([https://www.kddi.com/extlib/files/corporate/kddi/kokai/keiyaku\\_yakkan/pdf/netflix\\_auhikari.pdf](https://www.kddi.com/extlib/files/corporate/kddi/kokai/keiyaku_yakkan/pdf/netflix_auhikari.pdf))に同意のうえ、これに従っていただく必要があります。また、auひかりNetflixパックの利用料の支払方法は、当社が提供するauかんたん決済の合算支払いサービスによる支払いのみとなります。利用料の支払いにあたっては、「auかんたん決済会員規約」(<https://id.auone.jp/payment/terms.html>)に同意のうえ、これに従っていただく必要があります。  
auひかりNetflixパックをご利用の場合、お客さまの電話番号、電子メールアドレスおよびお客さまを識別するための識別子をNetflix合同会社へ提供いたします。Netflix合同会社は、当該情報を、お客さまに対するNetflixサービスの利用開始登録に関する情報提供のために利用します。

別表1 auひかりサービス加入別料金表(月額利用については特典・キャンペーン適用終了後の料金となります)

タイプ	コース名	月額料金	提供対象・形態	
ホーム (注3)	So-net 光(auひかり)ホーム ずっとギガ得プラン	1年目：5,610円	一戸建てまたは 2階建て以下の集合住宅 (注1)(一部地域(注2)は 3階建て以下)	
		2年目：5,500円		
		3年目～：5,390円		
	So-net 光(auひかり)ホーム ギガ得プラン	5,720円		
	So-net 光(auひかり)ホーム 標準プラン	6,930円		
マンション	標準 プラン	So-net 光(auひかり)マンション V8	4,510円	VDSL形式：8世帯以上
		So-net 光(auひかり)マンション V16	4,180円	VDSL形式：16世帯以上
		So-net 光(auひかり)マンション G8	5,720円	G.fast形式：8世帯以上
		So-net 光(auひかり)マンション G16	5,390円	G.fast形式：16世帯以上
		So-net 光(auひかり)マンション E8	4,070円	LAN形式：8世帯以上
		So-net 光(auひかり)マンション E16	3,740円	LAN形式：16世帯以上
		So-net 光(auひかり)マンション F	4,290円	光配線形式：集合住宅
		So-net 光(auひかり)マンション F(S)	3,740円	光配線形式：集合住宅
		So-net 光(auひかり)マンション都市機構(DX)	4,180円	都市機構賃貸マンション向け
		So-net 光(auひかり)マンション都市機構(DXG)	5,390円	都市機構賃貸マンション向け
		So-net 光(auひかり)マンションギガ	4,454円	光配線形式：集合住宅
		So-net 光(auひかり)マンションミニギガ	5,500円	光配線形式：3階建以下の 集合住宅
マンション ミニギガ		So-net 光(auひかり)マンション V8	4,510円	VDSL形式：8世帯以上
マンション	お得プランA	So-net 光(auひかり)マンション V16	4,180円	VDSL形式：16世帯以上
		So-net 光(auひかり)マンション E8	4,070円	LAN形式：8世帯以上
		So-net 光(auひかり)マンション E16	3,740円	LAN形式：16世帯以上
		So-net 光(auひかり)マンション F	4,290円	光配線形式：集合住宅
		So-net 光(auひかり)マンション F(S)	3,740円	光配線形式：集合住宅
		So-net 光(auひかり)マンション都市機構(DX)	4,180円	都市機構賃貸マンション向け
		So-net 光(auひかり)マンションギガ	4,454円	光配線形式：集合住宅
		So-net 光(auひかり)マンション G8	4,510円	G.fast形式：8世帯以上
	お得プラン	So-net 光(auひかり)マンション G16	4,180円	G.fast形式：16世帯以上
		So-net 光(auひかり)マンション都市機構(DXG)	4,180円	都市機構賃貸マンション向け
マンション ミニギガ	お得プランA	So-net 光(auひかり)マンションミニギガ	5,500円	光配線形式：3階建以下の 集合住宅

※ホームゲートウェイ(HGW)、モデムの機器レンタル料を含みます。

注1)公営住宅・公社住宅・都市機構住宅を除く

注2)東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、山梨県、茨城県のそれぞれ一部地域

注3)auひかり ホームのみ auひかり ホーム10ギガ 月額料金1,408円 auひかり ホーム5ギガ 月額料金550円

※auひかり ホーム高速サービス(5ギガ/10ギガ)のサービス開始月の月額料金は、標準サービスとして無料です。ただし、サービス開始月にサービスを解約される場合、月額料金がかかります。

※「So-net 光(auひかり)ホーム ずっとギガ得プラン」をご利用の場合、「auひかり ホーム 高速サービス(5ギガ/10ギガ)」のサービス開始月の翌月から35ヶ月間、月額料金から550円割引となります。割引適用期間中に「auひかり ホーム 高速サービス(5ギガ/10ギガ)」を解約した場合や「So-net 光(auひかり)ホーム ずっとギガ得プラン」以外のプランに変更した場合、割引は停止します。「auひかり ホーム 高速サービス(5ギガ/10ギガ)」のサービス開始月を含む36ヶ月以内に、「auひかり ホーム 高速サービス(5ギガ/10ギガ)」を再申し込みする場合や「So-net 光(auひかり)ホーム ずっとギガ得プラン」に再度プラン変更する場合、割引は再開しますが、「auひかり ホーム 高速サービス(5ギガ/10ギガ)」の初回サービス開始月を1ヶ月目として36ヶ月目までとなります。

タイプ	コース名	回線工事費	登録料
ホーム	So-net 光(auひかり)ホーム ずっとギガ得プラン/ ギガ得プラン/標準プラン	41,250円	
マンション	So-net 光(auひかり)マンション V8/V16	33,000円	3,300円
	So-net 光(auひかり)マンション G8/G16	33,000円	
	So-net 光(auひかり)マンション E8/E16	33,000円	
	So-net 光(auひかり)マンション F/F(S)	33,000円	
	So-net 光(auひかり)マンション都市機構(DX)/(DXG)	33,000円	
	So-net 光(auひかり)マンションギガ	33,000円	
	So-net 光(auひかり)マンションミニギガ	33,000円	
マンション ミニギガ			
マンション	So-net 光(auひかり)マンション V8/V16	33,000円	3,300円
	So-net 光(auひかり)マンション E8/E16	33,000円	
	So-net 光(auひかり)マンション F/F(S)	33,000円	
	So-net 光(auひかり)マンション都市機構(DX)	33,000円	
	So-net 光(auひかり)マンションギガ	33,000円	
	So-net 光(auひかり)マンション G8/G16	33,000円	
	So-net 光(auひかり)マンション都市機構(DXG)	33,000円	
マンション ミニギガ	お得プランA	33,000円	

## •auひかり ホームについて

auひかり ホームの初期費用として41,250円がかかります。初期費用の支払いは分割払いと一括払いの選択が可能です。

分割払いの場合、下記の分割回数から選択が可能となり、途中解約された際は、最終請求月に初期費用の残額を一括請求いたします。

光ケーブルの引き込み工事を実施後、お客様ご都合により課金開始日前に申し込みを取消される場合、キャンセル料として、初期費用相当額の41,250円を請求させていただきます。

分割回数の変更、一括払いから分割払いへの変更はできません。

## 2022年7月1日以降にお申し込みのお客さま

分割回数	開通翌月から毎月の請求金額	備考
23回	1,793円(不課税) * 初回のみ1,804円(不課税)	標準プラン、2年プラン(ギガ得)のみ選択可能
35回	1,178円(不課税) * 初回のみ1,194円(不課税)	3年プラン(ずっとギガ得)のみ選択可能

## 2022年6月30日までにお申し込みのお客さま

分割回数	開通翌月から毎月の請求金額
23回	1,793円(不課税) * 初回のみ1,804円(不課税)
35回	1,178円(不課税) * 初回のみ1,194円(不課税)
60回	687円(不課税)

※So-net 光(auひかり)ホーム ギガ得プランの契約期間は2年単位で、サービス開始月を1カ月目とします。お客様からの申し出が無い限り、2年単位で自動更新となります。

2年契約の更新期間以外に、So-net 光(auひかり)ホーム ギガ得プランの解約またはSo-net 光(auひかり)ホーム 標準プラン若しくはSo-net 光(auひかり)マンション 標準プラン(マンションミニギガ、マンションギガを含みます)に変更をされた場合(引っ越し等に伴う解約、プラン変更を含みます)、2022年7月1日以降にお申し込みのお客さまには契約解除料4,461円を請求します。2022年6月30日以前にお申し込みのお客さまには契約解除料10,450円を請求いたします。但し、弊社が別に定める場合はこの限りではありません。なお、2017年3月31日以前にSo-net 光(auひかり)ホーム ギガ得プランをお申し込みの方については、So-net 光(auひかり)マンション 標準プラン(マンションミニギガ、マンションギガを含みます)に変更した場合に限り、契約解除料は請求いたしません。

※So-net 光(auひかり)ホーム ずっとギガ得プランの契約期間は3年単位で、auひかりのサービス開始月を1カ月目とします。お客様からの申し出が無い限り、3年単位での自動更新となります。

3年契約の更新期間以外に、So-net 光(auひかり)ホーム ずっとギガ得プランの解約またはSo-net 光(auひかり)ホーム 標準プラン、ギガ得プラン若しくはSo-net 光(auひかり)マンション 標準プラン(マンションミニギガ、マンションギガを含みます)に変更をされた場合、2022年7月1日以降にお申し込みのお客さまには契約解除料4,730円を請求します。2022年6月30日以前にお申し込みのお客さまには契約解除料16,500円を請求いたします。但し、弊社が別に定める場合はこの限りではありません。なお、2017年3月31日以前にSo-net 光(auひかり)ホーム ずっとギガ得プランをお申し込みの方については、So-net 光(auひかり)マンション 標準プラン(マンションミニギガ、マンションギガを含みます)に変更した場合に限り、契約解除料は請求いたしません。

※auひかりにご加入後、お引越しをされたお客様については、お引越し前住所での契約期間を清算できない場合があります。

※宅内工事実施後、お客様のご都合により課金開始前に申し込みを取消される場合、キャンセル料として初期費用相当額41,250円を請求させていただきます。

### •auひかり マンションについて

auひかり マンションの初期費用として33,000円がかかります。初期費用の一括払いをご希望の場合はご連絡ください。  
 auひかり マンションの初期費用を分割払いの場合、開通翌月のご利用分から初月のみ1,443円(不課税)、それ以降は毎月1,434円(不課税)ずつを計23ヶ月間請求させていただきます。途中解約された場合は、最終請求月に初期費用の残額を一括請求いたします。

※So-net 光(auひかり)マンションには、「So-net 光(auひかり)マンション 標準プラン」(Web等の表記上では「So-net 光(auひかり)マンション」と表示されます)と「So-net 光(auひかり)マンション お得プランA」および「So-net 光(auひかり)マンション お得プラン」があります。So-net 光(auひかり)マンション お得プランAには「おうちトラブルサポート」サービスが付帯します。

※So-net 光(auひかり)マンション お得プランAの契約期間は2年単位で、サービス開始月を1カ月目とします。お客さまからの申し出が無い限り、2年単位で自動更新となります。

2年契約の更新期間以外に、So-net 光(auひかり)マンション お得プランAの解約またはSo-net 光(auひかり)ホーム 標準プラン若しくはSo-net 光(auひかり)マンション 標準プラン(マンションミニギガ、マンションギガを含みます)に変更をされた場合(引っ越し等に伴う解約、プラン変更を含みます)、2022年7月1日以降にお申し込みのお客さまには契約解除料2,290円を請求します。2022年6月30日以前にお申し込みのお客さまには契約解除料7,700円を請求いたします。但し、弊社が別に定める場合はこの限りではありません。

※So-net 光(auひかり)マンション お得プランの契約期間は2年単位で、サービス開始月を1カ月目とします。お客さまからの申し出が無い限り、2年単位で自動更新となります。

2年契約の更新期間以外に、So-net 光(auひかり)マンション お得プランの解約またはSo-net 光(auひかり)ホーム 標準プラン若しくはSo-net 光(auひかり)マンション 標準プラン(マンションミニギガ、マンションギガを含みます)に変更をされた場合(引っ越し等に伴う解約、プラン変更を含みます)、2022年7月1日以降にお申し込みのお客さまには契約解除料2,730円を請求します。2022年6月30日以前にお申し込みのお客さまには契約解除料10,450円を請求いたします。但し、弊社が別に定める場合はこの限りではありません。

※宅内工事実施後、お客さまのご都合により課金開始前に申込みを取消される場合、キャンセル料として初期費用相当額 33,000円を請求させていただきます。

### •auひかり マンションミニギガについて

auひかり マンションミニギガの初期費用33,000円は分割払いと一括払いの選択が可能です。初期費用の一括払いをご希望の場合はご連絡ください。

初期費用を分割払いの場合、開通翌月のご利用分から初月のみ1,443円(不課税)、それ以降は毎月1,434円(不課税)ずつを計23ヶ月間請求させていただきます。

途中解約された場合は、最終請求月に初期費用の残額を一括請求いたします。

※So-net 光(auひかり)マンションミニギガには、「So-net 光(auひかり)マンションミニギガ 標準プラン」(Web等の表記上では「So-net 光(auひかり)マンションミニギガ」と表示されます)と「So-net 光(auひかり)マンションミニギガ お得プランA」があります。

So-net 光(auひかり)マンションミニギガ お得プランAには「おうちトラブルサポート」サービスが付帯します。

※So-net 光(auひかり)マンションミニギガ お得プランAの契約期間は2年単位で、サービス開始月を1カ月目とします。お客さまからの申し出が無い限り、2年単位で自動更新となります。

2年契約の更新期間以外に、So-net 光(auひかり)マンションミニギガ お得プランAの解約またはSo-net 光(auひかり)ホーム 標準プラン若しくはSo-net 光(auひかり)マンション 標準プラン(マンションミニギガ、マンションギガを含みます)に変更をされた場合(引っ越し等に伴う解約、プラン変更を含みます)、2022年7月1日以降にお申し込みのお客さまには契約解除料2,290円を請求します。2022年6月30日以前にお申し込みのお客さまには契約解除料7,700円を請求いたします。但し、弊社が別に定める場合はこの限りではありません。

※宅内工事実施後、お客さまのご都合により課金開始前に申込みを取消される場合、キャンセル料として初期費用相当額 33,000円を請求させていただきます。

### •auひかり マンション(マンション ギガのみ)について

auひかり マンションギガの初期費用33,000円は分割払いと一括払いの選択が可能です。初期費用の一括払いをご希望の場合はご連絡ください。初期費用を分割払いの場合、開通翌月のご利用分から初月のみ1,443円(不課税)、それ以降は毎月1,434円(不課税)ずつを計23ヶ月間請求させていただきます。途中解約された場合は、最終請求月に初期費用の残額を一括請求いたします。

※So-net 光(auひかり)マンションギガには、「So-net 光(auひかり)マンションギガ 標準プラン」(Web等の表記上では「So-net 光(auひかり)マンションギガ」と表示されます)と「So-net 光(auひかり)マンションギガ お得プランA」があります。So-net 光(auひかり)マンションギガ お得プランAには「おうちトラブルサポート」サービスが付帯します。

※So-net 光(auひかり)マンションギガ お得プランAの契約期間は2年単位で、サービス開始月を1カ月目とします。お客さまからの申し出が無い限り、2年単位で自動更新となります。

2年契約の更新期間以外に、So-net 光(auひかり)マンションギガ お得プランAの解約またはSo-net 光(auひかり)ホーム 標準プラン若しくはSo-net 光(auひかり)マンション 標準プラン(マンションミニギガ、マンションギガを含みます)に変更をされた場合(引っ越し等に伴う解約、プラン変更を含みます)、2022年7月1日以降にお申し込みのお客さまには契約解除料2,290円を請求します。2022年6月30日以前にお申し込みのお客さまには契約解除料7,700円を請求いたします。但し、弊社が別に定める場合はこの限りではありません。

※光ケーブルの引込み工事実施後、お客さまのご都合により課金開始前に申込みを取消される場合、キャンセル料として初期費用相当額 33,000円を請求させていただきます。

## (9) フィルタリングサービスのご利用について

インターネット接続サービスを利用することで、有害な情報に接し、また、違法な行為の誘発またはその被害を受ける恐れがあります。18歳未満の青少年が本サービスを利用する場合、これらの情報から守るために提供されているフィルタリングサービスのご利用をおすすめします。

## (10)問い合わせ先

### ■本サービスを提供する会社

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社

## ■問い合わせ窓口

○個人接続サービスをご利用のお客さま

《So-net サポートデスク》

0120-80-7761 9:00～18:00（日曜※、1月1日、2日は除く）

※お問い合わせ内容により『予約型』となります。

チャット・メール窓口もご活用ください。

※「技術的なお問い合わせ」は日曜も営業しております。

※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております。

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

○法人接続サービスをご利用のお客さま

《So-net 法人サポートデスク》

0120-80-7765 9:00～18:00（土・日・祝日を除く）

※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております。

<https://www.so-net.ne.jp/support/business/contact/>

## ■料金についてのご注意

記載の金額は、別途記載があるものを除いてすべて税込金額です。

初期費用(一括払い、分割払い、残債含む)、登録料は工事実施日等、料金起算日の税率が適用されます。

各種工事費用については工事実施日の税率が適用されます。

※開通後にサービス追加された際の登録料は、追加サービスの提供開始日の税率が適用されます。

## ■請求についてのご注意

税抜き額の合計から税率乗算し、税込額の端数の扱いにつきましては請求元事業者の取り決めに従い、請求しますので、請求金額は記載表示額の合計とは異なる可能性がありますが、あらかじめご了承ください。

## ■個人情報のお取扱いについて

KDDIは、新規契約その他各種お手続きをされた契約者様の個人情報について、以下の目的に利用いたします。詳細は、KDDIホームページのプライバシーポリシーを参照ください。

1.利用料金等に関する業務

2.契約審査に関する業務

3.お客さま相談対応に関する業務

4.アフターサービスに関する業務

5.オプションの追加・変更に関する業務

6.サービス休止に関する業務

7.現行サービス、新サービス、新メニューに関する情報提供業務

8.利用促進等を目的とした商品、サービス、イベント、特典・キャンペーンに関する業務

9.新サービスの開発、サービス品質の評価・改善に関する業務

10.サービス提供に関する施設、機器、ソフトウエアの開発、運用、管理に関する業務

11.商品の不具合、システムの障害、サービスに係る事故発生時の調査・対応に関する業務

12.銀行代理業による「しふん銀行」の口座開設案内業務

13.保険代理業による保険募集業務

14.KDDIの関係会社である中部テレコミュニケーションズ株式会社(CTC)、UQコミュニケーションズ株式会社(UQ)及びジャパンケーブルネット株式会社(JCN)及びJCOM株式会社(J:COM)の提供するサービスに関する情報提供業務

15.その他、契約約款等に定める目的

## ■「おうちトラブルサポート」ご利用規約

「おうちトラブルサポート」のご利用規約はホームページにてご確認ください。

[https://www.so-net.ne.jp/signup/kiyaku/trouble\\_support.html](https://www.so-net.ne.jp/signup/kiyaku/trouble_support.html)

## ■「おうちトラブルサポート」重要事項

【おうちトラブルサポートサービス】

### (1)お申込みのご注意

•本サービスは、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が提供する「So-net 光(auひかり)」コースをご利用のお客さま向けのオプションサービスです。

### (2)料金についてのご注意

•本サービスの月額料金は、440円/月です。

•ご利用開始月の月額基本料金は、標準サービスとして無料です。

•「お得プランA」をご利用のお客さまは、本サービスが自動的に付帯します。「お得プランA」の月額料金に、本サービスの利用料金が含まれます。

### (3)サービスについてのご注意

- auひかり契約設置場所以外へのご依頼は、サービス対象外となります。
- 24時間365日、全国(一部離島除く)へ出動可能。利用回数に制限はありません。ただし、天候・道路事情等の影響により、サービスが提供できない場合や現場への到着に時間がかかることがあります。通常は1時間~2時間程度で駆けつけます。また、一部離島もしくは地域によってはサービス対象外となる場合がございます。
- 本サービスはトラブル時の一次的な応急対応を行うものであり、無料サービス内において、トラブル・不具合の完全復旧・修復を保証するものではありません。部品交換や特殊対応が必要な場合や、制限時間内程度の作業では対応できない場合、部品・部材が必要となる場合は特殊作業費、超過作業費、部材費について、お客様の実費負担となります。なお、実費が発生する場合には、作業着手前にお見積りを提示し、お客様のご了解を得たうえで対応します。なお、実費負担分の精算は、かけつけた出動業者と直接おこなっていただきます。
- ご利用の場合は、専用の「おうちトラブルサポートお客様窓口」までご連絡ください。
- 「お得プランA」を新規にお申し込みの場合、auひかり回線開通日の2日後からご利用いただけます。「お得プランA」にプラン変更した場合、プラン変更完了日の2日後からご利用できます。
- 本サービスを個別にお申し込みいただいた場合、お申し込み完了日の2日後からご利用できます(お申し込みタイミングによっては3日後になる場合があります)。
- auひかり開通日の翌々日からご利用いただけます。「お得プランA」にプラン変更した場合、変更の当月から適用され、お申込みの翌々日からご利用できます。
- auひかりを解約した場合、解約の当日までご利用できます。おうちトラブルサポートのみを継続利用することはできません。
- 「お得プランA」からほかのプランに変更した場合、「おうちトラブルサポート(440円/月)」を別途ご加入いただく場合を除き、変更の翌月からご利用できなくなります。
- 賃貸物件にお住いのお客さまについては、原則、部品・設備の交換に関して、管理会社やオーナーの承認を得てからの作業となります。承認・確認についてはお客様より管理会社等へご連絡していただきます。
- 専用電話窓口に連絡せず、お客様がご自身で修理業者等を手配された場合は、本サービス対象となりませんのでご注意ください。

## ■So-netセキュリティサービス「S-SAFE」利用規約

「S-SAFE」のご利用規約はホームページにてご確認ください。

[https://www.so-net.ne.jp/signup/kiyaku/ssafe\\_rule01.html](https://www.so-net.ne.jp/signup/kiyaku/ssafe_rule01.html)

## ■So-netセキュリティサービス「S-SAFE」重要事項

### (1)サービス名 「S-SAFE」

### (2)サービスの種類

本サービスはシステム要件を満たしている Windows、Mac、iOSまたはAndroidを搭載しているPC、スマートフォンあるいはタブレットにインストールして使用するインターネットセキュリティサービスです。

### (3)ご利用料金

月額基本料金：550円

(目安) 1年あたりのご利用料金：6,600円

※「So-net モバイル LTE」の一部プランをご利用のお客さま、および「So-net 光 プラス」コースをお申し込みいただいたお客様につきましては、本サービスを無料でご利用いただけます。

### (4)ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：以下のうち、本オプションサービスの利用に必要な弊社規定のコースの支払方法と同じ方法でのお支払いとなります。

1.弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い

2.その他弊社が定める支払方法 ※

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

### (5)サービスの提供時期および提供期間

お客様からの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した時点からご利用いただけます。なお、サービスの提供期間については、お客様からの解約の申し出がなされるまで継続します。

### (6)サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名称 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住所 東京都港区港南1丁目7番1号

代表者氏名 中川 典宜

### (7)契約不適合がある場合の弊社の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客様から受領する月額基本料金を上限とします。ただし、弊社の故意または重大な過失によりお客様に損害が生じた場合には、この限りではありません（お客様が法人および個人事業主の場合を除く）。

### (8)ご注意事項

※本サービスはお客様ご自身でセキュリティソフトのダウンロード・インストールが必要です。

※ご利用開始月より月額基本料金がかかります。

※利用開始月に本サービスを解約される場合、月額利用料金がかかります。

※本サービスを利用するため必要なソフトウェアをインストールしていない場合でも、利用開始後は月額利用料金がかかります。

## (9)契約の解除について

- ・サービスに関する利用契約の解約または解除に関する書面のご提出は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご連絡願います。
- ・以下に記載の「サービスの解除に関する事項」に基づき、書面にて契約の解除を希望されるお客さまは以下に記載の「契約解除書面の送付先」まで書面のご提出を、電磁的記録により契約の解除を希望されるお客さまは以下のSo-netサポートデスク（チャット窓口）より契約解除のお申込みをお願いします。

※契約の解除に関する書面には、「S-SAFE契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報)を明記ください。

## 契約解除書面の送付先

宛名 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社  
住所 〒698-8506 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 So-net事務センター  
※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

※郵便番号で上記住所に配送されるため、宛先に丁目、番地などの住所情報は不要です。

## 契約解除に関する申込み

So-netサポートデスク（チャット窓口） <https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

## 【サービスの解除に関する事項】

1. この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2. 上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または弊社が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面または電磁的記録をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払いを請求いたしません。
5. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払いを請求いたしません。
6. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま(特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。)の土地または建物その他の工作物の現状が変更されているときはお客さまは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

## (10)サービスの利用契約の解約に関するご連絡先

- ・個人接続サービスをご利用のお客さま

So-net サポートデスク  
0120-80-7761 9:00～18:00 (日曜・、1月1日、2日は除く)

※お問い合わせ内容により『予約型』となります

※「技術的なお問い合わせ」は日曜も営業しております

※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

- ・法人接続サービスをご利用のお客さま

So-net 法人サポートデスク

0120-80-7765 9:00～18:00 (土・日・祝日を除く)

※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/business/contact/>

## (11)訪問販売および電話勧誘販売における契約担当者および契約日

- ・契約担当者氏名：森 静子
- ・契約日：「So-net 契約内容のご案内」をご確認ください。

## ■ 「インターネットサギウォール for So-net」ご利用規約

「インターネットサギウォール for So-net」のご利用規約はホームページにてご確認ください。

<https://www.so-net.ne.jp/signup/kiyaku/sagiwall.html>

## ■ 「インターネットサギウォール for So-net」重要事項

## (1)サービス名

「インターネットサギウォール for So-net」

## (2)サービスの種類

フィッシング詐欺やワンクリック詐欺に特化したセキュリティ対策ソフトです。

Windows、Mac、iOS、Androidに対応。自由な組み合わせで最大3台までの機器にインストールしてご利用いただけます。

◎詳しくは「インターネットサギウォール for So-net」Webサイト(<https://www.so-net.ne.jp/option/security/sagiwall/>)にてご確認ください。

## (3)ご利用料金等

月額利用料金：330円

◎「インターネットサギウォール for So-net」のご利用には、So-netのユーザーIDとユーザーID/パスワードが必要です。

## (4)ご利用料金のお支払いの時期および方法

支払方法：以下のうち、本オプションサービスの利用に必要な弊社既定のコースの支払方法と同じ方法でのお支払いとなります。

1.弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い

2.その他弊社が定める支払方法 ※

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払方法に定める支払時期によります。

## (5)サービスの提供時期

申し込み方法によって本サービスの利用開始タイミングが次のとおりに異なります。

単品またはメンバーズコースとの同時申し込み：申し込み直後

インターネット接続との同時申し込み：インターネット接続の開始後となります。

※お客さまご自身で利用開始手続きを行った場合はその直後となります。

## (6)サービス提供事業者の名称、住所、電話番号および代表者氏名

名称 BBソフトサービス株式会社

住所 東京都港区海岸一丁目7番1号

代表者氏名 本多 晋弥

連絡先 03-6683-6236（別途通話料がかかります）

営業時間 10:00～12:00/13:00～17:00（受付：土日・祝祭日・年末年始を除く）

## (7)サービスに隠れた瑕疵がある場合の弊社の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額基本料金を上限とします。ただし、弊社の故意または重大な過失によりお客さまに損害が生じた場合には、この限りではありません（お客さまが法人および個人事業主の場合を除く）。

## (8)契約の解除について

以下に記載の「サービスの解除に関する事項」をご確認ください。

なお、サービスに関する利用契約の解約または解除に関する書面のご提出は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご連絡願います。

※契約の解除に関する書面には、「インターネットサギワールfor So-net」と記載いただき、住所、電話番号および契約者氏名（いずれもこのサービス利用の申し込み時に弊社にご登録いただいた情報）を明記ください。

契約解除書面の送付先

宛先 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住所 〒698-8506 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 So-net事務センター

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

※郵便番号で上記住所に配達されるため、宛先に丁目、番地などの住所情報は不要です。

## 【サービスの解除に関する事項】

1. この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2. 上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または弊社が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面または電磁的記録をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払いを請求いたしません。
5. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払いを請求いたしません。
6. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま(特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。)の土地または建物その他の工作物の現状が変更されているときはお客さまは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

## (9)サービスの利用契約の解約に関するご連絡先

So-net サポートデスク

0120-80-7761 9:00～18:00（日曜※、1月1日、2日は除く）

※お問い合わせ内容により『予約型』となります

※「技術的なお問い合わせ」（は日曜も営業しております）

※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

## (10)訪問販売および電話勧誘販売における契約担当者および契約日

・契約担当者氏名：森 静子

・契約日：「So-net 契約内容のご案内」をご確認ください。

## ■ 「S-SAFE ID Keeper」 利用規約

「S-SAFE ID Keeper」のご利用規約はホームページにてご確認ください。

[https://www.so-net.ne.jp/signup/kiyaku/idk\\_rule01.html](https://www.so-net.ne.jp/signup/kiyaku/idk_rule01.html)

## ■ 「S-SAFE ID Keeper」 重要事項

(1)サービス名

「S-SAFE ID Keeper」

(2)サービスの種類

本サービスは、パスワード管理機能や個人情報漏洩のモニタリング機能により、オンライン上での個人情報を保護するセキュリティ製品です。Windows、Mac、iOS、Androidに対応し、最大3台までの機器にインストールしてご使用いただけます。  
※個人情報漏洩のモニタリング機能はiOSとAndroidにのみ対応

(3)ご利用料金

初期登録料： 0円

月額基本料金：330円

(目安) 1年あたりのご利用料金：3,960円

※「So-net 安心サポートプラス」をお申込みのお客さまは、「S-SAFE ID Keeper」と「So-net 安心サポート」(各330円/月)の両方を同時にご利用いただくことで、月額利用料が自動的に各サービスから50円(税抜)ずつ、合計100円(税抜)割引されます。

※「S-SAFE ID Keeper」と「So-net 安心サポート」(各330円/月)を個別にお申込みいただいた場合でも、両方を同時にご利用いただくことで、月額利用料は自動的に各サービスから50円(税抜)ずつ、合計100円(税抜)割引されます。

(4)ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：以下のうち、本オプションサービスの利用に必要な弊社規定のコースの支払方法と同じ方法でのお支払いとなります。

1. 弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い

2. その他弊社が定める支払方法 ※

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

(5)サービスの提供時期および提供期間

お客様からの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した時点からご利用いただけます。なお、サービスの提供期間については、お客様からの解約の申し出がなされるまで継続します。

(6)サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名称 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住所 東京都港区港南1丁目7番1号

代表者氏名 中川 典宜

(7)契約不適合がある場合の弊社の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客様から受領する月額基本料金を上限とします。ただし、弊社の故意または重大な過失によりお客様に損害が生じた場合には、この限りではありません(お客様が法人および個人事業主の場合を除く)。

(8)ご注意事項

※本サービスはお客様ご自身でセキュリティソフトのダウンロード・インストールが必要です。

※ご利用開始月より月額基本料金がかかります。

※利用開始月に本サービスを解約される場合、月額利用料金がかかります。

※本サービスを利用するためには必要なソフトウェアをインストールしていない場合でも、利用開始後は月額利用料金がかかります。

## (9)契約の解除について

- ・サービスに関する利用契約の解約または解除に関する書面のご提出は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご連絡願います。
- ・以下に記載の「サービスの解除に関する事項」に基づき、書面にて契約の解除を希望されるお客さまは以下に記載の「契約解除書面の送付先」まで書面のご提出を、電磁的記録により契約の解除を希望されるお客さまは以下のSo-netサポートデスク（チャット窓口）より契約解除のお申込みをお願いします。

※契約の解除に関する書面には、「S-SAFE ID Keeper契約解除」と記載いただき、住所、電話番号および契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報)を明記ください。

契約解除書面の送付先

宛名 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住所 〒698-8506 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 So-net事務センター

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

※郵便番号で上記住所に配達されるため、宛先に丁目、番地などの住所情報は不要です。

契約解除に関する申込み

So-netサポートデスク（チャット窓口） <https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

## 【サービスの解除に関する事項】

1. この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2. 上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為したことにより誤認をし、または弊社が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行なうことができます。
3. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面または電磁的記録をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払いを請求いたしません。
5. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払いを請求いたしません。
6. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま(特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。)の土地または建物その他の工作物の現状が変更されているときはお客さまは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

## (10)サービスの利用契約の解約に関するご連絡先

- ・個人接続サービスをご利用のお客さま

So-net サポートデスク

0120-80-7761 9:00～18:00 (日曜※、1月1日、2日は除く)

※お問い合わせ内容により『予約型』となります

※「技術的なお問い合わせ」は日曜も営業しております

※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

- ・法人接続サービスをご利用のお客さま

So-net 法人サポートデスク

0120-80-7765 9:00～18:00 (土・日・祝日を除く)

※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/business/contact/>

## (11)訪問販売および電話勧誘販売における契約担当者および契約日

- ・契約担当者氏名：森 静子

- ・契約日：「So-net 契約内容のご案内」をご確認ください。

## ■ 「So-net 安心サポート」ご利用規約

「So-net 安心サポート」のご利用規約はホームページにてご確認ください。

[https://www.so-net.ne.jp/signup/kiyaku/anshin\\_rule01.html](https://www.so-net.ne.jp/signup/kiyaku/anshin_rule01.html)

## ■ 「So-net 安心サポート」重要事項

ご利用にあたっては、本紙に記載の事項及びサービスの解除に関する事項を良くお読みください。

## (1)サービス名

「So-net 安心サポート」

## (2)サービスの種類

お客さまに対して、上記サービス用の電話番号を通知することにより日本語にて実施される、電話サポートサービスおよび遠隔サポートサービス

## (3)ご利用料金

月額基本料金 : 330円

(目安) 1年あたりのご利用料金 : 3,960円

ご相談料金 : 1,320円/1件

※電話サポートサービスまたは、遠隔サポートサービスを個別に利用するたびに、ご相談料金が発生いたします。なお、毎月最初のご相談1件については、相談料金が無料となります。

※ご利用料金を変更する場合は、改めて弊社ホームページでご案内します。

ご利用料金について

<https://www.so-net.ne.jp/lifesupport/anshin/#pageNav3>

※「So-net 安心サポートプラス」をお申込みのお客さまは、「S-SAFE ID Keeper」と「So-net 安心サポート」(各330円/月)の両方を同時にご利用いただくことで、月額利用料が自動的に各サービスから50円(税抜)ずつ、合計100円(税抜)割引されます。

※「S-SAFE ID Keeper」と「So-net 安心サポート」(各330円/月)を個別にお申込みいただいた場合でも、両方を同時にご利用いただくことで、月額利用料は自動的に各サービスから50円(税抜)ずつ、合計100円(税抜)割引されます。

## (4)ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：以下のうち、本オプションサービスの利用に必要な弊社規定のコースの支払方法と同じ方法でのお支払いとなります。

1. 弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い
2. その他弊社が定める支払方法 ※

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

## (5)サービスの提供時期および提供期間

お客さまからの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した時点からご利用いただけます。なお、サービスの提供期間については、お客さまからの解約の申し出がなされるまで継続します。

## (6)サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名称 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住所 東京都港区港南1丁目7番1号

代表者氏名 中川 典宜

## (7)サポートの単位

利用するサポート内容により異なります。

※サポートの時間は30分を一つの区切りとし、解決に至ってない場合でも対応時間が30分を超えると件数をカウントすることができます。

## (8)サービスに契約不適合がある場合の弊社の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額基本料金を上限とします。ただし、弊社の故意または重大な過失によりお客さまに損害が生じた場合には、この限りではありません（お客さまが法人および個人事業主の場合を除く）。

## (9)契約の解除について

- ・サービスに関する利用契約の解約又は解除に関する書面のご提出は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご連絡願います。
- ・以下に記載の「サービスの解除に関する事項」に基づき、書面にて契約の解除を希望されるお客さまは以下に記載の「契約解除書面の送付先」まで書面のご提出を、電磁的記録により契約の解除を希望されるお客さまは以下のSo-netサポートデスク（チャット窓口）より契約解除のお申込みをお願いします。

※契約の解除に関する書面には、「So-net 安心サポート契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報)を明記ください。

契約解除書面の送付先

宛名 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住所 〒698-8506 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 So-net事務センター

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

※郵便番号で上記住所に配達されるため、宛先に丁目、番地などの住所情報は不要です。

契約解除に関する申込み

So-netサポートデスク（チャット窓口） <https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

## 【サービスの解除に関する事項】

1. この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2. 上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または弊社が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行なうことができます。
3. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面または電磁的記録をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払いを請求いたしません。
5. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払いを請求いたしません。
6. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま(特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。)の土地または建物その他の工作物の現状が変更されているときはお客さまは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

## (10)サービスの利用契約の解約に関するご連絡先

- ・個人接続サービスをご利用のお客さま  
So-net サポートデスク  
0120-80-7761 9:00～18:00（日曜※、1月1日、2日は除く）  
※お問い合わせ内容により『予約型』となります  
※「技術的なお問い合わせ」は日曜も営業しております  
※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております  
<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>
- ・法人接続サービスをご利用のお客さま  
So-net 法人サポートデスク  
0120-80-7765 9:00～18:00（土・日・祝日を除く）  
※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております  
<https://www.so-net.ne.jp/support/business/contact/>

## (11)訪問販売および電話勧誘販売における契約担当者および契約日

- ・契約担当者氏名：森 静子
- ・契約日：「So-net 契約内容のご案内」をご確認ください。

**■ 「So-net 住まいと暮らしの相談」ご利用規約**

「So-net 住まいと暮らしの相談」のご利用規約はホームページにてご確認ください。

<https://www.so-net.ne.jp/option/kurashi/sumaitokurashi/>

**■ 「So-net 住まいと暮らしの相談」重要事項**

## (1)サービス名

「So-net 住まいと暮らしの相談」

## (2)サービスの種類

電話による税務、社会保険または年金に関する相談を受けることのできる「暮らしの相談サービス」、電話による住宅等に関する相談に対して、当該相談における専門家に取り次ぎ、当該専門家による一般的な情報の提供を受けることができるサービスとお客さまが居住する建物内にある別途定める相談対象家電のトラブル時にメーカー修理担当者等を手配できるサービスからなる「住まいの相談サービス」、お客さまが所有する別途定める修理対象家電に損害が生じた場合に保険引受け会社から保険金の給付を受けることのできる「家電の修理補償サービス」、およびお客さまが所有するインターネットに接続することができる通信機能を備えた別途定める機器に損害が生じた場合に保険引受け会社から保険金の給付を受けることのできる「機器補償サービス」がセットになったサービス

※1 住まいの相談サービスにおける相談対象家電は、以下のとおりです。  
弊社が定めるサイズ以上のテレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン

※2 家電の修理補償サービスにおける修理対象家電は、以下のとおりです。

引受け会社が別途定める洗濯機、冷蔵庫、エアコン

※3 家電の修理補償サービスにおける保険金の上限は、年1回の損害あたり30,000円を限度とします。

※4 家電の修理補償サービスは、免責として3,000円(不課税)の費用がかかります。

※5 機器補償サービスにおける保険金の上限は、お客さまが所有する機器ごとに引受け会社が定めるものとします。

・各サービスの詳細は「So-net 住まいと暮らしの相談」Webサイトにてご確認いただくか、または弊社販売担当までお問い合わせください。

## (3)ご利用料金等

月額基本料金：495円

(目安) 1年あたりのご利用料金：5,940円

住まいの相談サービスのうち、家電のトラブル相談サービスにかかる以下の費用

- ・当該相談サービスの利用に要する電話料金、その他の通信費
- ・作業料金及び部品代

※「So-net 住まいと暮らしの相談」のご利用には、弊社指定のインターネット接続サービスのご契約が必要です。

## (4)ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：以下のうち、本オプションサービスの利用に必要な弊社規定のコースの支払方法と同じ方法でのお支払いとなります。

1. 弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い

2. その他弊社が定める支払方法 ※

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

## (5)サービスの提供時期および提供期間

お客さまからの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した後、弊社がサービスの利用開始日として通知した日からご利用いただけます。なお、サービスの提供期間については、お客さまからの解約の申し出がなされるまで継続します。

## (6)サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名称 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住所 東京都港区港南1丁目7番1号

代表者氏名 中川 典宜

(7) キャンペーンについて  
So-net マイページにてご確認ください。

(8) サービスに契約不適合がある場合の弊社の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額基本料金を上限とし、弊社はこれを賠償するものとします。ただし、弊社の故意または重大な過失によりお客さまに損害が生じた場合には、この限りではありません(お客さまが法人および個人事業主の場合を除く)。

(9) 契約の解除について

- ・サービスに関する利用契約の解除に関する書面は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご提出願います。
- ・以下に記載の「サービスの解除に関する事項」に基づき、書面にて契約の解除を希望されるお客さまは以下に記載の「契約解除書面の送付先」まで書面のご提出を、電磁的記録により契約の解除を希望されるお客さまは以下のSo-netサポートデスク(チャット窓口)より契約解除のお申込みをお願いします。

※契約の解除に関する書面には、「So-net住まいと暮らしの相談 契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報)を明記ください。

契約解除書面の送付先

宛名 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社  
住所 〒698-8506 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 So-net事務センター

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

※郵便番号で上記住所に配達されるため、宛先に丁目、番地などの住所情報は不要です。

契約解除に関する申込み

So-netサポートデスク(チャット窓口) <https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

**【サービスの解除に関する事項】**

1. この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2. 上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または弊社が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面または電磁的記録をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払いを請求いたしません。
5. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払いを請求いたしません。
6. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま(特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。)の土地または建物その他の工作物の現状が変更されているときはお客さまは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

(10) サービスの利用契約の解約に関するご連絡先

So-net サポートデスク

0120-80-7761 9:00~18:00 (日曜※、1月1日、2日は除く)

※お問い合わせ内容により『予約型』となります

※「技術的なお問い合わせ」は日曜も営業しております

※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

(11) 訪問販売および電話勧誘販売における契約担当者および契約日

- ・契約担当者氏名：森 静子
- ・契約日：「So-net 契約内容のご案内」をご確認ください。

## ■ 「So-net 備えて安心 データ復旧」ご利用規約

「So-net 備えて安心 データ復旧」のご利用規約はホームページにてご確認ください。

<https://www.so-net.ne.jp/option/hoshou/datarecovery/>

## ■ 「So-net 備えて安心 データ復旧」重要事項

### (1)サービス名

「So-net 備えて安心 データ復旧」

### (2)サービスの種類

お客様が所有する別途定める対象機器（以下、「対象機器」といいます）に損害が発生し、データを消失した場合に、対象機器からデータを復旧する作業を行うサービス

※本サービスは、対象機器より消失したデータの復旧作業を実施することを保証するものであり、消失したデータの完全な復旧を保証するものではありません

※本サービスは免責期間や利用回数の制限がございます。また、利用規約にて定める適用除外事項に該当する場合には適用されず、別途提示する金額をお客さまにご負担していただきます。詳しくは、「So-net 備えて安心 データ復旧」利用規約にてご確認ください。

※対象機器は、以下の通りです。

パソコン、タブレット、スマートフォン

本サービスの詳細は「So-net備えて安心 データ復旧」Webサイト(<https://www.so-net.ne.jp/option/hoshou/datarecovery/>)にてご確認いただくながれ、または弊社販売担当者までお問い合わせください。

※本サービスは、「So-net 備えて安心 データ復旧」利用規約にて定める適用除外事項に該当する場合には適用されず、別途提示する金額をお客さまにご負担していただきます。詳しくは、「So-net 備えて安心 データ復旧」利用規約にてご確認ください。

### (3)ご利用料金

月額基本料金：550円

（目安）1年あたりのご利用料金：6,600円

本サービスのうち、復旧お申込みにかかる以下の費用

- ・本サービスの利用に要する電話料金、その他の通信費

- ・お客様が対象機器を送付する際の配送料金

※「So-net 備えて安心 データ復旧」のご利用には、弊社指定のインターネット接続サービスのご契約が必要です。

### (4)ご利用料金のお支払の時期および方法

支払方法：月額基本料金は以下のうちいずれかの方法にてお支払いください。

1.弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い

2.その他弊社が定める支払方法

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。サービス開始日が属する月(以下「サービス開始月」といいます。)の翌々月より、月額料金をご請求させていただきます。

### (5)サービスの提供時期および提供期間

お客様からの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した後、弊社がサービスの開始日として通知した日をサービス開始日とし、サービス開始月の翌々月1日から本サービスをご利用いただけます。なお、サービスの提供期間については、お客様からの解約の申し出がなされるまで継続します。

サービス開始月及びサービス開始月の翌月は免責期間とし、データ復旧の依頼をお受けすることはできかねます。なお、本サービスによる復旧対応は、サービス開始月の1日を起算日として1年間に2回までとなります。

### (6)サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名称 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住所 東京都港区港南1丁目7番1号

代表者氏名 中川 典宜

### (7)キャンペーンについて

So-net マイページにてご確認ください。

### (8)サービスに契約不適合がある場合の弊社の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客様から受領する月額利用料金を上限とし、弊社はこれを賠償するものとします。ただし、弊社の故意または重大な過失によりお客様に損害が生じた場合には、この限りではありません（お客様が法人および個人事業主の場合を除く）。

### (9)契約の解除について

・サービスに関する利用契約の解除に関する書面は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご提出願います。

・以下に記載の「サービスの解除に関する事項」に基づき、書面にて契約の解除を希望されるお客様は以下に記載の「契約解除書面の送付先」まで書面のご提出を、電磁的記録により契約の解除を希望されるお客様は以下のSo-net サポートデスク（チャット窓口）より契約解除のお申込みをお願いします。

※契約の解除に関する書面には、「So-net 備えて安心 データ復旧 契約解除」と記載いただき、住所、電話番号および契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報)を明記ください。

契約解除書面の送付先

宛名 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住所 〒698-8506 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 So-net事務センター

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

※郵便番号で上記住所に配送されるため、宛先に丁目、番地などの住所情報は不要です。

契約解除に関する申込み

So-netサポートデスク（チャット窓口） <https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

**【サービスの解除に関する事項】**

1. この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2. 上記1に記載した事項にかかわらず、お客様が弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または弊社が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客様は、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面または電磁的記録をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払いを請求いたしません。
5. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払いを請求いたしません。
6. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客様(特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。)の土地または建物その他の工作物の現状が変更されているときはお客様は、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

**(10)サービスの利用契約の解約に関するご連絡先**

So-net サポートデスク

0120-80-7761 9:00~18:00 (日曜※、1月1日、2日は除く)

※お問い合わせ内容により『予約型』となります

※「技術的なお問い合わせ」は日曜も営業しております

※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>**(11)訪問販売および電話勧誘販売における契約担当者および契約日**

・契約担当者氏名：森 静子

・契約日：「So-net 契約内容のご案内」をご確認ください。

**■ 「Benefit Station for So-net」ご利用規約**

「Benefit Station for So-net」のご利用規約はホームページにてご確認ください。

<https://www.so-net.ne.jp/signup/kiyaku/benefit.html>**■ 「Benefit Station for So-net」重要事項****(1)サービス名**

「Benefit Station for So-net」

**(2)サービスの種類**

「Benefit Station for So-net」は、株式会社ベネフィット・ワンが運営する優待サービスです。提供するサービスは以下の通り。

- ・生活全般にわたる、便利でお得なサービス
- ・電話による相談・紹介・情報提供サービス
- ・レジャー・旅行に関する便利でお得なサービス
- ・その他、株式会社ベネフィット・ワンとその提携組織（以下、「サービスパートナー」）が定めるサービス

**(3)ご利用料金**

月額利用料金：550円

※これに加えて、「Benefit Station for So-net」における各種サービスの利用料金として、サービスパートナーが定める料金が別途発生します。

**(4)ご利用料金のお支払の時期及び方法**

- ・支払時期：各支払方法に定める時期によります。
- ・支払方法：以下のうち、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の接続サービスの利用料金の支払方法と同じ方法でのお支払いとなります。

1.ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い

2.その他ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が定める支払方法

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

「Benefit Station for So-net」における各種サービスの利用料金については、サービスパートナーが定める支払方法にて別途お支払いください。

**(5)優待サービスの提供時期**

お客様からの利用申込みに基づき、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の申込み処理手続きが完了した後、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社がサービスの利用開始日として通知した日からご利用いただけます。

## (6) 優待サービス提供事業者の名称、住所、電話番号及び運営統括責任者氏名

名称 株式会社ベネフィット・ワン

住所 〒163-1037 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号 新宿パークタワー37階

運営統括責任者 古賀 清

## (7) 会員情報の利用

「Benefit Station for So-net」が利用できる状態であるか確認することを目的に、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社と株式会社ベネフィット・ワンとの間で、定期的に会員の氏名、会員番号、「Benefit Station for So-net」の利用開始日および解約日を連携するものとします。

## (8) 優待サービスに起因する損害の賠償

サービスパートナーにより提供されたサービスにおいて発生した損害は、サービスパートナーが一切の責任を負うものとし、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社、及び株式会社ベネフィット・ワンは一切の責任を負いません。

ただし、株式会社ベネフィット・ワンにサービスパートナーの選任・監督について重大な過失がある場合、及び、株式会社ベネフィット・ワンが提供する情報に重大な誤りがある場合、株式会社ベネフィット・ワンは、お客さまに発生した損害を賠償します。

## (9) 契約の解除について

以下に記載の「サービスの解除に関する事項」に基づき、書面にて契約の解除を希望されるお客さまは以下に記載の「契約解除書面の送付先」まで書面ご提出を、電磁的記録により契約の解除を希望されるお客さまは以下のSo-netサポートデスク（チャット窓口）より契約解除のお申込みをお願いします。

※契約の解除に関する書面には、「Benefit Station for So-net 契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名(サービス申し込み時にソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社にご登録いただいた情報)を明記ください。

## 契約解除書面の送付先

宛名 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住所 〒698-8506 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 So-net事務センター

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

※郵便番号で上記住所に配達されるため、宛先に丁目、番地などの住所情報は不要です。

## 契約解除に関する申込み

So-netサポートデスク（チャット窓口）

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

## 【サービスの解除に関する事項】

- この書面を受領した日（Webページ又は電子メール等の電子的手段により通知されたときはその時）から起算して8日を経過するまでの間は、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます
- 上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日（Webページ又は電子メール等の電子的手段により通知されたときはその時）から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
- 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面または電磁的記録をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
- 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
- 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
- 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
- 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま(特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。)の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときはお客さまは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

## (10) サービスの利用契約の解約に関するご連絡先

So-net サポートデスク

0120-80-7761 9:00～18:00（日曜※、1月1日、2日は除く）

※お問い合わせ内容により『予約型』となります

※「技術的なお問い合わせ」は日曜も営業しております

※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

## (11) 訪問販売および電話勧誘販売における契約担当者および契約日

・契約担当者氏名：森 静子

・契約日：「So-net 契約内容のご案内」をご確認ください。

## ■「詐欺ウォール+ネットトラブル弁護士費用保証」ご利用規約

[https://www.so-net.ne.jp/signup/kiyaku/sagiwall\\_law.html](https://www.so-net.ne.jp/signup/kiyaku/sagiwall_law.html)

### ■詐欺ウォール+ネットトラブル弁護士費用保証 重要事項

※特定商取引法に基づく表示

※記載の金額は、別途記載があるものを除いてすべて税込金額です

ご利用にあたっては、本紙に記載の事項およびサービスの解除に関する事項をよくお読みください。

#### ●お申し込みオプション

詐欺ウォール+ネットトラブル弁護士費用保証

本オプションサービスは、BBソフトサービス株式会社およびさくら損害保険株式会社により提供されるものです。

そのため、本オプションサービスに関しては、(6)に記載の窓口までお問い合わせください。

#### (1)サービス名

「詐欺ウォール+ネットトラブル弁護士費用保証」

#### (2)サービスの種類

フィッシング詐欺やワンクリック詐欺に特化したセキュリティ対策ソフトです。Windows、Mac、iOS、Androidに対応。自由な組み合わせで最大6台までの機器にインストールしてご利用いただけます。また、フリマアプリなどでの個人間トラブルやインターネット上の誹謗中傷・名誉棄損等のネットトラブルを起因とした法律相談費用・弁護士等費用を補償するサービスを提供します。インターネットトラブルは、いつ巻き込まれるかわからないものです。ご自分がトラブルの対象に対し法的措置を講じたい場合だけでなく、万が一ご利用者さまご自身が、訴訟対象になった場合にも、ご利用いただけるサービスとなっております。(申込の翌々月1日より利用可能)

#### ◎詳しくは「詐欺ウォール+ネットトラブル弁護士費用保証」

Webサイト([https://www.so-net.ne.jp/option/security/sagiwall\\_law/](https://www.so-net.ne.jp/option/security/sagiwall_law/))にてご確認ください。

#### (3)ご利用料金等

月額利用料金：660円（目安：1年あたりのご利用料金：7,920円）

◎「詐欺ウォール+ネットトラブル弁護士費用保証」のご利用には、So-netのユーザーIDとユーザーIDパスワードが必要です。

#### (4)ご利用料金のお支払いの時期および方法

支払方法：以下のうち、本オプションサービスの利用に必要な弊社規定のコースの支払方法と同じ方法でのお支払いとなります。

1.弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い

2.その他弊社が定める支払方法※

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

#### (5)サービスの提供時期および提供期間

申し込み方法によって本サービスの利用開始タイミングが次のとおりに異なります。

単品またはメンバーズコースとの同時申し込み：申し込み直後

インターネット接続との同時申し込み：インターネット接続の開始後となります。

なお、サービスの提供時期については、お客さまからの解約の申し出がなされるまで継続します。

#### (6)サービス提供事業者の名称、住所、電話番号および代表者氏名

<詐欺ウォールサービス提供事業者>

名称 BBソフトサービス株式会社

住所 東京都港区海岸一丁目7番1号

代表者氏名 本多 晋弥

連絡先 03-6683-6236（別途通話料がかかります）

営業時間 10:00～12:00/13:00～17:00（受付：土日・祝祭日・年末年始を除く）

<ネットトラブル弁護士費用保証サービス提供事業者>

名称 さくら損害保険株式会社

住所 東京都豊島区東池袋一丁目12番5号 東京信用金庫本店ビル10階

代表者氏名 小松 義彦

連絡先 03-6388-0609（別途通話料がかかります）

営業時間 9:00～17:30（受付：土日・祝祭日・年末年始除く）

#### (7)サービスに契約不適合がある場合の弊社の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額基本料金を上限とします。ただし、弊社の故意又は重大な過失によりお客さまに損害が生じた場合には、この限りではありません（お客さまが法人および個人事業主の場合を除く）。

#### (8)契約の解除について

以下に記載の「サービスの解除に関する事項」に基づき、書面にて契約の解除を希望されるお客さまは以下に記載の「契約解除書面の送付先」まで書面ご提出を、電磁的記録により契約の解除を希望されるお客さまは以下のSo-netサポートデスク（チャット窓口）より契約解除のお申込みをお願いします。

※契約の解除に関する書面には、「詐欺ウォール+ネットトラブル弁護士費用保証」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名（いずれもこのサービス利用の申し込み時に弊社にご登録いただいた情報）を明記ください。

## 契約解除書面の送付先

宛　名 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社  
 住　所 〒698-8506 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 So-net事務センター  
 ※ 上記住所への書面の受付は郵便に限ります。  
 ※ 郵便番号で上記住所に配達されるため、宛先に丁目、番地などの住所情報は不要です。

## 契約解除に関する申込み

So-netサポートデスク（チャット窓口）  
<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

## 【サービスの解除に関する事項】

- 1.この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
- 2.上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
- 3.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面または電磁的記録をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
- 4.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
- 5.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
- 6.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
- 7.上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま(特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。)の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときはお客さまは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

## (9)サービスの利用契約の解約に関するご連絡先

So-net サポートデスク

0120-80-7761 9:00～18:00（日曜※、1月1日、2日は除く）

※お問い合わせ内容により『予約型』となります

※「技術的なお問い合わせ」は日曜も営業しております

※応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/contact/>

## (10)訪問販売および電話勧誘販売における契約担当者および契約日

- ・契約担当者氏名：森 静子
- ・契約日：「So-net 契約内容のご案内」をご確認ください。

## ■ 提供会社

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（So-net）

## ■ お問い合わせ先

サービス内容全般・手続き・プロバイダ請求およびインターネットサービスの接続・設定・故障

**So-net**

0120-80-7761（9：00～18：00／日曜※、1月1日・2日は除く）

※ お問い合わせ内容により『予約型』となります。

※ 「技術的なお問い合わせ」は日曜も営業しております

※ 応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/>

ホームページ <https://www.so-net.ne.jp/>

## ■ その他お客さま問い合わせ窓口

電話サービスの接続・設定・故障

テレビサービスの接続・設定・故障

かけつけ設定サポートのお申し込み

KDDI請求・サービス内容全般

**F** 0077-7101(24時間／年中無休)

**F** 0077-7084(9：00～18：00／年中無休)

**F** 0077-7084(9：00～18：00／年中無休)

**F** 0077-777 (9：00～18：00／年中無休)

### <本紙記載内容について>

本紙記載の内容は、2024年12月現在の内容です。料金やサービスは、改善等のため予告なく変更する場合があります。初期費用(一括払い、分割払い、残債含む)、登録料(※)は、工事実施日等、料金起算日の税率が適用されます。各種工事費用については工事実施日の税率が適用されます。※開通後にサービス追加された際の登録料は、追加サービスの提供開始日の税率が適用されます。

### <料金についてのご注意>

※特に断りのない限り、記載の金額はすべて税込金額です。消費税の計算上、実際の請求額と異なる場合があります。

### <請求についてのご注意>

税込額の端数の扱いにつきましては請求元事業者の取り決めに従い、請求させていただきますので、請求金額は記載金額の合計とは異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

### <他社料金についてのご注意>

他社料金(NTT東日本・NTT西日本料金等)につきましてはあくまでも目安となります。また、NTT東日本・NTT西日本工事費については、お客さま宅内等の状況により記載の内容とは異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

### <個人情報のお取扱いについてのご注意>

新規契約その他各種お手続きをされた契約者様の個人情報については、個人情報保護方針に基づき適切に管理させていただきます。

### <その他>

本文章に記載しているサービス名称は一般に各社の商標または登録商標です。